

# 令和7年度 豊かなむらづくり全国表彰事業 関東ブロック事例集

関東農政局



株式会社美土里農園  
(栃木県芳賀郡茂木町)



農事組合法人大田営農  
(埼玉県秩父市)



おおしの緑地会  
(千葉県佐倉市)



表彰式における受賞団体の皆様

令和8年3月

農林水産省



# はじめに

「豊かなむらづくり全国表彰事業」は、農山漁村におけるむらづくりの優良事例を全国的に展開するため、優良事例の表彰を行うとともに、あわせて業績発表等を行うものです。

令和7年度は関東農政局管内の3県より優良事例の推薦があり、農林水産大臣賞を3団体が受賞されました。

農山漁村地域は、国民に対する食料の安定供給を担うという重要な役割のみならず、国土・自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の重要な役割を果たしている一方、都市部に比べ、過疎化による人口減少や高齢化の進行が著しく、地域の活力や集落機能の低下が懸念されています。

こうした中であって、受賞された3事例は、それぞれの地域において、組織一丸となって様々な困難を創意工夫によって克服し、個性ある豊かなむらづくり活動に取り組んでこられた、素晴らしい取組だと思います。

本書は、受賞されました団体の活動の概要を取りまとめたもので、管内でむらづくりに取り組まれている方々や、これから取り組もうとされている方々の活動の一助となれば幸いです。

関東農政局としましても、管内の他の地域でも個性ある豊かなむらづくり活動が広がっていくよう、皆様の取組をはじめ、むらづくり活動の優良事例を積極的に情報発信していきたいと考えております。

最後に、今年度優良事例の推薦にご協力頂きました3県及び関係市町、並びに橋口会長をはじめ精力的に審査を行って頂きました委員の皆様に深く感謝しますとともに、管内におけるむらづくり活動が一層活力あるものとなりますよう祈念いたします。

令和8年3月

関東農政局農村振興部農村計画課長



## 目 次

○	令和7年度豊かなむらづくり全国表彰事業関東ブロック表彰 総評	1
○	関東ブロック表彰式・事例発表の状況	7
I	令和7年度豊かなむらづくり優良事例地区位置図	9
II	優良事例の概要	
	【農林水産大臣賞】	
	株式会社美土里農園（栃木県芳賀郡茂木町）	15
	【農林水産大臣賞】	
	農事組合法人大田営農（埼玉県秩父市）	25
	【農林水産大臣賞】	
	おおしの緑地会（千葉県佐倉市）	35
III	参考	
	令和7年度豊かなむらづくり全国表彰事業の審査経緯等	47
	農林水産祭開催要綱	49
	豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領	53
	農林水産祭むらづくり部門 選賞審査概要図	57
	豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領の運用について	59
	関東農政局むらづくり審査会運営規程	69
	豊かなむらづくり全国表彰事業受賞状況一覧表	71
	令和7年度豊かなむらづくり全国表彰事業関東ブロック担当者	77



# 令和7年度 豊かなむらづくり全国表彰事業関東ブロック表彰 総評

関東農政局むらづくり審査会会長 明治大学農学部 橋口 卓也

## I はじめに

令和7年度の「豊かなむらづくり全国表彰事業関東ブロック表彰」には、栃木県、埼玉県、千葉県から優良事例の推薦があり、農林水産大臣賞3件が選定されました。審査会を代表して、受賞された皆様にお祝いを申し上げますとともに、調書作成などご尽力された関係者の方々に御礼申し上げます。

今年度の推薦事例は3件に留まっており、関東農政局管内に10都県あることからすれば、来年度以降、林業や漁業関係事例も含め、少なくとも過半数の都県から推薦があるようになることを審査員一同で期待しております。

さて、審査の経過ですが、5月13日に第1回審査会を開催し、農林水産大臣賞受賞候補事例を選定するための書類審査に加え、オンラインによるプレゼンテーションを行っていただき審査を行いました。その後、6月上旬に大臣賞受賞候補3事例についての現地調査や対面での質疑も行わせていただき、6月14日に第2回審査会を開催し、現地調査の結果等も踏まえ、大臣賞3件を決定するとともに、最優良事例を決定いたしました。

なお、最優良事例については、残念ながら天皇杯等の三賞には選ばれませんでした。来年度以降に期待したいと思います。

この間の関係者皆様の審査等へのご協力に改めまして御礼申し上げます。

以下、各事例の取組や評価のポイントを紹介します。

## II 受賞事例の取組と評価ポイント

### 1 栃木県芳賀郡茂木町「株式会社美土里農園」

株式会社美土里農園が活動する深沢地区は茂木町の南部に位置し、東京都心から100km圏内にあり、宇都宮市と水戸市をつなぐ交通の要所にもなっています。

平成17年に、現在の美土里農園が運営している土地で、遊休農地対策として地権者が集い「深沢パパスの丘協議会」が設立され、ジャガイモなどの収穫体験等の都市農村交流活動を7年間行ってきましたが、高齢化や後継者不足による活動の縮小、遊休農地が目立つようになりました。

こうした現状に地元農家が危惧し、対応策を検討する過程で法人設立という結果に至り、遊休農地の解消、生産性の向上や担い手を確保し、持続可能な農業を実践するため、平成28年に株式会社を設立されました。

初めに検討されたのは「どんな作物を作るか」ということで、高付加価値で、観光農園として交流人口の増加が見込める、外的要因に左右されにくいなどの観点から、施設いちごをメインに栽培することになりました。

その他、通年雇用の確保という観点から、施設アスパラガスやそばの栽培に取り組み、特にそばについては、地元の栽培団体と連携し、農産物直売所と農村レストランを兼ね備え、年間15万人もの客が訪れる「いい里さかがわ館」に出荷することで収益を確保しています。

平成30年には「茂木町深沢地区農業体験施設」が完成し、都市農村交流が始まり、町のランドマークの一つとして、近隣市町村、首都圏のほか、タイ、ベトナム、中国など国内外から年間4,500人が訪れています。

また、社会福祉協議会と連携し、ハウス内外の草取りやいちごの箱折り等の作業を就労継続支援施設に委託し、働く人の能力に合わせた作業を提供し、農業経営の効率化にもつなげています。

さらに、いちごの規格外品を活用した冷凍いちご、ジャム、ピューレなどの商品開発も行うなど、食品ロス削減に向けた取り組みも行っています。

本取組は、農産物のブランド化に取り組むことで、遊休農地の利活用に寄与するとともに、地域おこし協力隊を卒業した若者を中心に、いちご狩りのできる観光農園の運営や商品開発による販売額の拡大等は高く評価できます。

加えて、町のふるさと納税への出品等による地域の魅力を発信することで、地域外からの交流人口の増加への貢献、スマート農業機器の導入によるいちごの収量増や品質向上や農作業の省力化の実証にも取り組むとともに、社会福祉協議会と連携した農福連携にも取り組み始めており、新たな取組の芽生えも評価できます。

今後は、他の作物の経営安定と周辺施設や地元組織と連携した幅広い活動が展開されることを期待しています。

## 2 埼玉県秩父市「農事組合法人大田営農」

農事組合法人大田営農が活動する大田地区は秩父市の北西部に位置し、条里制が敷かれた遙か昔から水田地域として知られていました。

地区のほ場は狭小で、用排水施設の整備も不十分であったことから、県営ほ場整備事業が導入され、平成元年から3年にかけてほ場の整備が行われました。

こうした農業生産基盤が整ったことで、集落営農組織づくりが必要との機運が盛り上がり、平成4年に現法人の前身となる「大田営農推進協議会」が設立されました。

その後、集落営農組織体制を盤石なものとするため、任意組織から法人化に移行する話し合いを重ね、平成 28 年に法人化されました。

現在は約 50ha の農地で、米、麦、大豆のブロックローテーションを確立し、ほ場の団地化を進め、大型機械による効率的な作業体系の構築、田畑輪換による連作障害の回避など、農業生産性向上に資する取組が継続して行われています。

大田営農は地域に先駆けてGPS機能付きトラクタや直進アシスト田植機、水田の水位・温度センサー等のスマート農業技術を導入し、今年度にはJAの事業を活用してドローンの導入も計画されており、更なる生産性向上が見込まれます。

また、近隣には、ほぼ同時期に協議会を設立、法人化した集落営農組織「尾田蒔営農」があり、防除コスト低減及び作業効率向上のため、農薬空中散布等の共同防除を実施するとともに、尾田蒔地区の畜産農家とも連携して飼料稲の栽培にも取り組み、畜産農家の堆肥もほ場に還元するなど、秩父地域の特色を生かした循環型農業にも取り組んでいます。

さらに、豊島区との稲作体験交流事業「めぐちゃん田んぼ」では、地元の食材を生かした食事の提供や餅つきなどは主に女性が運営を担い、平成 6 年から「婦人部」として活動していました。

本取組は、県営圃場整備事業後 37 年間にわたり、その時代の地域実情に応じた営農を継続しており、各種の取組には多くの住民が主体性を持って関わっていることが、成功のポイントであると評価しています。

加えて、地元の企業と連携したウイスキー原料の生産拡大、小中学校と連携した学校給食での地産地消の取組や稲作体験等の受入れなど、真摯に取り組んでいる姿があり、他業種との連携活動が継続されていることは評価できます。

今後は、地域になくってはならない組織として、現状の取組継続に加え、大田地区にとどまらず周辺地域にも活動範囲を拡大していくことを期待しています。

### 3 千葉県佐倉市「おおしの緑地会」

おおしの緑地会が活動する大篠塚地区は佐倉市南部の旧根郷村に位置し、印旛沼へと流れる一級河川の鹿島川の流域に広がる農村地域で、5つの集落からなり、約 40ha の水田では肥沃な土壌と南向きの日照条件を活かし、こだわりをもった米作りが行われています。

本地区では、兼業農家の増加、農家の高齢化による農家の減少が進む一方、水利施設等の維持管理費が重くのしかかっていたことから、平成 26 年に、農家だけでなく地域住民等も構成員となる活動組織「おおしの緑地会」を立ち上げ、多面的機能支払交付金制度を活用して、農地や農業用施設の維持管理に取り組み、

費用負担の軽減を図っています。

同交付金制度の導入をきっかけに、将来構想を検討するための意向調査を実施したところ、農地は荒廃させたくないが担い手がないという課題が浮き彫りになり、こうした課題を解決するため、総会で「活動の年間計画」と「計画した活動の結果」を決定し、役員会で活動計画をきめ細かく検討し実践に移すなど、円滑な合意形成が図られています。

取組の基本である農地維持活動はもとより、地域を盛り上げるための独自の多様な活動を新たに企画・開催するとともに、地域外や他団体との連携、イベントの開催を通じ、地域住民全体が一体となり、一人一人にふるさとに愛着と誇りが生まれるなど、人づくりにも大きな影響を与えています。

また、活動内容は、広報誌「おおしの便り」による情報発信、総会での活動報告を通じて、地域住民にも共有するとともに、地方紙等で毎年記事に取り上げて頂くなど積極的なPR活動を展開しています。

本取組は、多様な活動に子供から高齢者まで様々な住民が参画できる仕組みを構築するとともに、「お米一升支援活動」等を通じた福祉施設への支援などの社会貢献、広報誌等による地域のPR等を行うことにより、地区に誇りと愛着を持てるような取組を展開していることは高く評価ができます。

加えて、代表のリーダーシップを含め組織運営もしっかりしており、各種活動に関係人口の巻き込みも多く、非農家も含めた参画があり、将来の発展性も期待できます。

こうした各種活動が「むらづくり」と捉えることができるとともに、「むらを守っている」という印象が強く、地域住民のコミュニティ機能も発揮され、日本の水田地帯の原風景が維持されていることも高く評価できます。

今後は、活動の継続性を確保する観点から、次世代をどう掘り起こすのかをよく考えていくことが重要であり、そうした課題に対しても、これまでの合意形成の手法を継続しながら、対策が進められることを期待しています。

### Ⅲ まとめにかえて

今年度の受賞3事例について簡単に紹介しましたが、評価等は私個人のものであることをお断りしておきます。

毎年推薦されてくる事例は多種多様な取組であり、今年度の事例は「施設野菜の生産拡大と都市農村交流」、「他業種との連携、食育活動」、「農地維持活動と地域貢献活動」、といった内容であり、同じ基準で評価することはとても難しいことであると痛感しています。

本事業における「むらづくり」とは、本事業の実施要領に「農林漁業を基盤とした豊かな地域社会づくり、すなわち農林漁業の振興を核とし、生活、文化等を含む幅広い地域活動を展開する総合的なむらづくり」と定義されており、今年度の事例も単なる農林漁業振興ではなく、それを核にした総合的で個性のあるむらづくりになっているものと思います。

それぞれ受賞地区の皆様におかれましては、これまでのご苦勞や困難も多々あったろうかとは思いますが、それぞれの地元のみならず、多くの方々の期待もあることから、引き続き、今後のむらづくりに携わっていかれることをお願いしまして、審査会会長としての総評とさせていただきます。

以 上



## ○関東ブロック表彰式・事例発表の状況

<開催日>令和7年11月5日(水)

<開催場所>ホテルブリランテ武蔵野 サファイアA

<式辞>



菅家 関東農政局長

<総評>



橋口 関東農政局むらづくり審査会会長

<賞状及び記念品授与>



株式会社美土里農園



農事組合法人大田営農



おおしの緑地会



会場の様子

<事例発表及び意見交換>



株式会社美土里農園



農事組合法人大田営農



おおしの緑地会



会場の様子

<記念撮影>



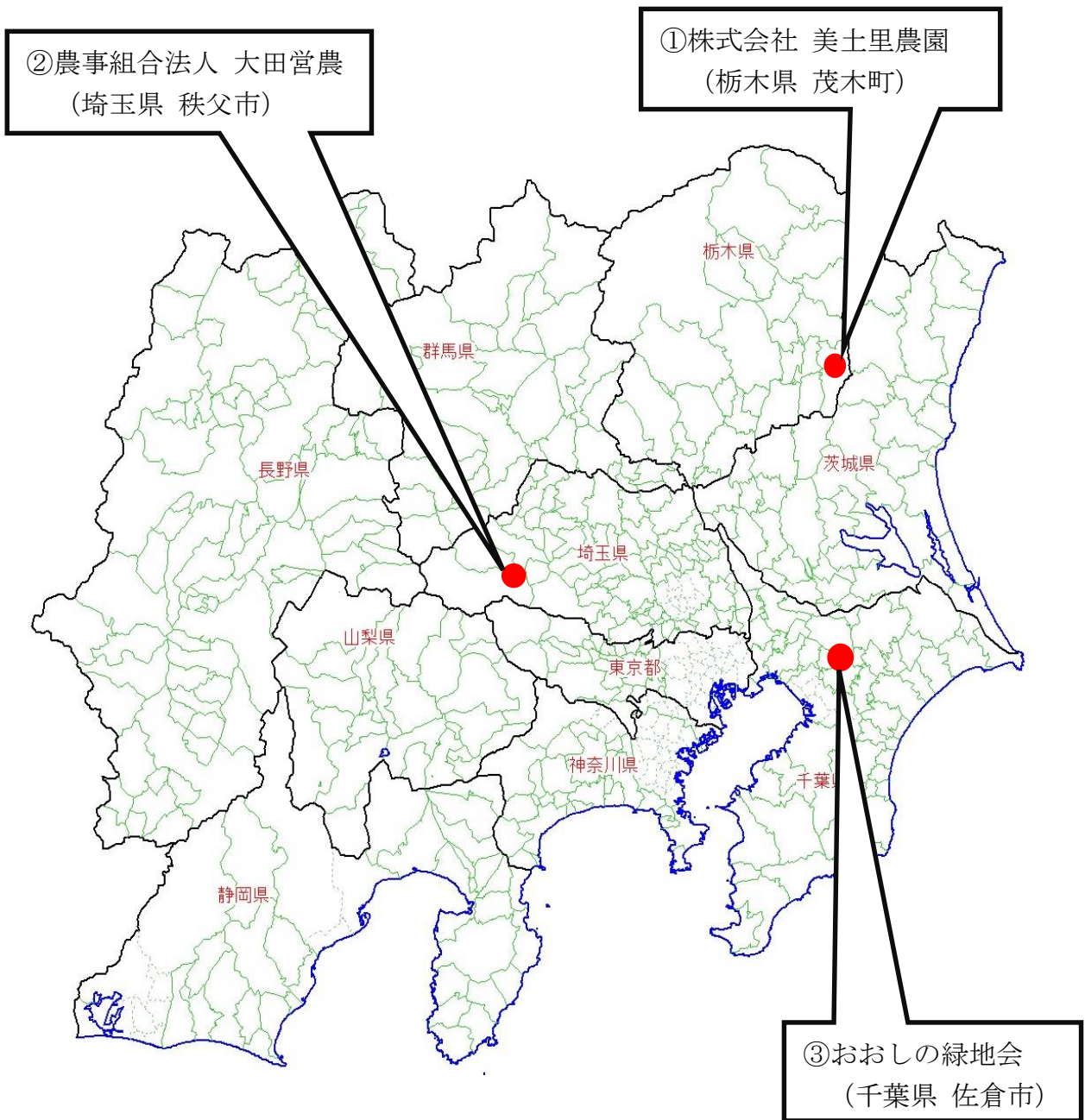
受賞団体、審査会会長、関東農政局幹部との記念撮影

# I 令和7年度豊かなむらづくり 優良事例地区位置図



## 令和7年度豊かなむらづくり表彰事業推薦事例の位置図

- ① 株式会社 美土里農園 （栃木県 茂木町）
- ② 農事組合法人 大田営農 （埼玉県 秩父市）
- ③ おおしの緑地会 （千葉県 佐倉市）





## Ⅱ 優良事例の概要



## 農林水産大臣賞受賞

【 完熟いちごがつくる人と地域と笑顔の里 】

受賞者 かぶ しき がい しゃ み ど り のう えん  
株式会社美土里農園

(栃木県 芳賀郡芳賀町)





# 農林水産大臣賞受賞

完熟いちごがつくる人と地域と笑顔の里

かぶしきがいしゃ みどりのうえん  
受賞者 株式会社美土里農園

はがぐんもてぎまち  
(栃木県芳賀郡茂木町)

## ■ 地域の沿革と概要

茂木町は栃木県の南東部、茨城県との県境をなす八溝山系に位置する総面積 172.69 km<sup>2</sup>の町である。東西 12 km、南北 27 km の細長い町である。

町土の約 64% が山林の典型的な中山間地域で、農業経営の主要作物は水稲である。かつては収益性の高い葉たばこ栽培が盛んであったが、傾斜地を利用して栽培するこんにゃく及び豊富な森林資源を活用したいだけ栽培へと移行してきた。

現在、高収益作物の導入として、いちご、にら、なす等の野菜栽培を推進しており、新たな産地を形成してきている。

町の年間交流人口は、里山や棚田に代表される豊かな自然、城下町の面影を残す市街地、道の駅もてぎを中心とする農村拠点施設や世界に誇れるホンダモビリティランド等により、コロナ前の平成 30 年は約 317 万人（令和 5 年は、約 248 万人）となっている。

## ■ むらづくりの概要

### 1. 地区の特色

株式会社美土里農園が活動する深沢地区は、町の南部に位置し、西は益子町、南は茨城県桜川市と笠間市、東は茨城県城里町に接しており、東京都心から 100 km 圏内にある。

北関東自動車道へのアクセスも良く、宇都宮市と水戸市をつなぐ交通の要所にもなっている。

地区の約 75% を森林が占めている。

第 1 図 位置図



第 1 表 地区の概要

事項	内容	
地区の規模	旧市町村単位の集団等	
組織の性格	機能的な集団等	
人口等	総人口	11,891人
	総世帯数	4,458戸
農業経営体数 (内訳)	農業経営体数	779経営体
	個人経営体数	761経営体
	団体経営体数	18経営体
	(内、法人経営体数)	9経営体
農用地の状況 (内訳)	総土地面積	17,269ha
	耕地面積	1,910ha
	田	1,070ha
	畑	825ha
	耕地率	11.1%
	一経営体当たり耕地面積	2.5ha

## 2. むらづくりの基本的特徴

### (1) むらづくりの動機、背景

#### ア むらづくりを推進するに至った動機、背景

平成 17 年に現在の土里農園が運営している土地で、遊休農地対策として地権者が集い、「深沢パパスの丘協議会」が設立され、ジャガイモ、とうもろこしなどの収穫体験を通して都市農村交流を図り、地元を盛り上げたいと 7 年間活動してきたが、高齢化や後継者不足により活動が年々縮小し、耕作をしない農地が目立つようになった。

このままでは遊休農地が増え続け、都市農村交流も停止してしまうと地元農家が危惧し町に相談し、「地域外から農業の若い担い手を呼び込み、育て、繋ぐ」という新しい形の法人の設立を目指し、持続可能な活動ができる体制を構築することとした。

#### イ むらづくりについての合意形成の過程とその内容

平成 24 年から遊休農地の解消、生産性の向上や担い手確保について、町を交えて 30 回程度の話し合いを重ねた結果、地域農業の新たな担い手を育成し、持続可能な農業を実践するため、株式会社もてぎプラザ、地元農家、茂木町が出資する第三セクターによる法人の設立へ合意が形成された。

平成 27 年から、地域おこし協力隊制度を活用し、町での農業法人運営、地域活性化、町おこし等に興味のある隊員の採用を始めた。隊員には、設立予定の法人の運営を任せられるように、町で開催する農業研修、経営研修に参加してもらいながら、新たな法人「美土里農園」の立ち上げに向け、町、協議会と共に話し合いを行った。

初めに検討したのは「どんな作物を作るか」であり、①少ない農地面積で安定した経営が可能な高付加価値を期待できるもの、②観光農園として交流

人口の増加を見込めるもの、③天候など外的要因に左右されにくく、昼夜の寒暖差を活かせるもの、以上の観点から施設いちごをメインに栽培することとなった。

次に、「通年雇用の確保」について検討した。パートやアルバイトを通年で雇用するために、いちごの収穫シーズンが終わり比較的作業に余裕ができる春から秋にかけて、高収益な施設アスパラガスも栽培し収入を確保することとなった。

さらに、「持続可能な農業」という観点から、町が運営する地域循環システムを導入した「茂木町有機物リサイクルセンター美土里館」の堆肥を栽培に使用することとなった。

平成 28 年 6 月、こうした様々な取組と検討を重ねた結果、Uターン従業員数率 3 割、平均年齢 39 歳 (H28 年当時)、従業員数 4 名の法人「株式会社美土里農園」が設立された。



写真 1 美土里農園の全景



写真 2 深沢地区集出荷・農業体験施設

平成 30 年には「茂木町深沢地区農業体験施設」が完成し、施設を活かした都市農村交流が始まった。

現在では、町のランドマークの一つとして、近隣の市町村、首都圏のほか、タイ、ベトナム、中国など国内外から年間約 4,500 人が訪れる「観光いちご園 美土里農園」を運営するに至っている。

## (2) むらづくりの推進体制

### ア 当該集団等の組織体制、構成員の状況

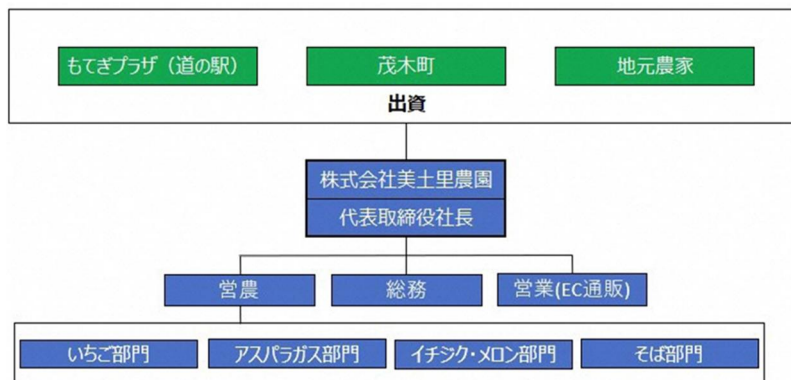
出資者数：6名（2団体、4個人） 役員数：3名（男3名）

従業員数：16名（男8名、女8名）

内 訳

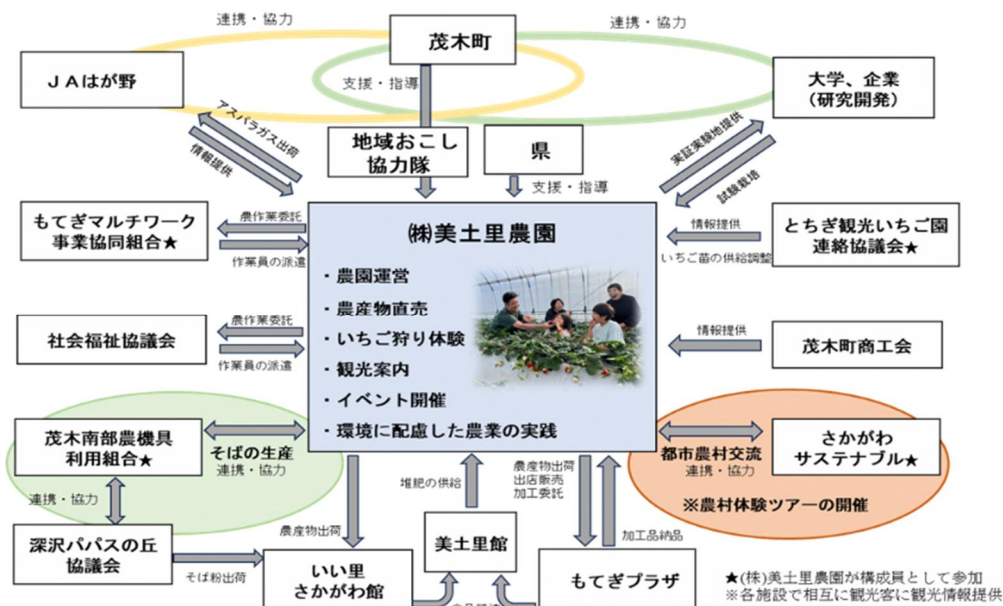
営農	}	13名（男7名、女6名）
総務		2名（男1名、女1名）
営業(EC通販)		1名（女1名）

第2図 むらづくり推進体制図



### イ 当該集団等と連携してむらづくりを行う他の組織、団体及び行政との関係

第3図 むらづくりを行う他の組織、団体等との関係



## ウ 各集落の住民の当該集団等や連携する他の組織、団体の関係及び参加状況等

### ① 地域住民との連携

美土里農園が運営する「観光いちご園 美土里農園」が利用している借農地は 32 名の地権者からなり、ほとんどが中間管理機構を通して賃貸借契約を結んでおり、地権者の多くは高齢化や耕作が困難な状況にあるが、都市農村交流による地元の活性化、農地の保全のため、若い担い手への農地の賃借に積極的である。



写真3 冷凍いちごといちごジャム

### ② 交流拠点施設との連携

販路先のもてぎプラザ、いい里さかがわ館には農産物を出荷しているが、規格外品を活用した冷凍いちご、ジャム、ピューレなどの商品開発も連携して行い、食品ロス削減に向けた取り組みも行っている。



写真4 いちごのスムージーとピューレ

### ③ 茂木南部農機具利用組合への参画

地元の遊休農地の解消を目的にそば栽培や農機具の共同利用を行っている「茂木南部農機具利用組合」に設立当初の平成 28 年から属し、そばの栽培から地元農村レストランへの供給までの体制を担っている。

### ④ さかがわサステナブルへの参画

逆川地区の魅力ある自然を生かしたコンテンツで誘客と地域内周遊を目指す「さがわサステナブル」と連携し、農村体験ツアーの「いちご料理体験」を開催している。

### ⑤ もてぎマルチワーク事業協同組合（特定地域づくり事業協同組合）への参画

町事業者の人材不足の解消、人口流出の抑制、U I J ターンの促進を目的に、令和 5 年 1 月に設立された「もてぎマルチワーク事業協同組合」の初代組合員として参加し、町への移住者等の働き場づくりに尽力している。

### ⑥ 社会福祉協議会との連携

農業分野での人手不足と、福祉分野での就労機会不足を解決する『農福連携』を進めており、働く人の能力に合わせた作業を提供し、農業経営の効率化にもつなげている。

## ■ むらづくりの特色と優秀性

### 1. むらづくりの性格

本取組は農産物のブランド化に取り組むことで、遊休農地の利活用に寄与するとともに、いちご狩りのできる観光農園の運営、町のふるさと納税への出品や商品開発により地域の

魅力を発信することで、地域外からの交流人口の増加に貢献している。

また、地域おこし協力隊を積極的に受入れ、町外から農業の若い担い手を呼び込み育てる仕組みの構築、社会福祉協議会との連携や特定地域づくり事業協同組合への参画により多様な人材に活躍の場を提供するなど、周辺施設や組織と協力した農業・農村の持続に資する幅広い活動を展開している。

## 2. 農業生産面における特徴

### (1) 農林漁業生産、流通面の取組状況

#### ア 高糖度完熟いちごで付加価値化

美土里農園は、いちご 60a、アスパラガス 18a、そば 1.8ha を栽培し、直売のほか、いちご摘み取りの観光農園を運営している。

輸送時に傷みが発生しやすいため市場に出回りにくい完熟いちごを取り扱う事で、町内はもとより県外からのリピーターが増え続け、令和元年～2年は新型コロナウイルス感染症の影響で観光農園の来場者数が落ち込んだが、現在はコロナ前と比較して3,000人ほど増加している。令和5年2月に日本ソムリエ協会主催による「第1回全国いちご選手権」で、「とちあいか」が金賞を受賞、「とちおとめ」が入賞したことにより来客数、売り上げが増加し、令和6年2月には、近隣のいちご農家が同選手権で金賞を受賞したことにより、「茂木町産のいちごは完熟で甘い」との声も以前より聞こえ、大きな宣伝効果となった。新型コロナウイルス感染症が流行りだした令和元年頃から「行きたくても行けないので、いちごを送ってほしいか」との声を多くいただいたため、通信販売に踏み切り、現在では北は北海道、南は沖縄まで全国から問い合わせが続いている。遠方より来園できない方から「美味しかった、子供が喜んだ」等のお便りをいただくことが従業員の「美味しいいちごを届ける」というモチベーションに繋がっている。

通信販売でも満足してもらえる自信が付き、町と何度も打合せを重ね、令和2年度に「茂木町ふるさと納税」への出品を開始した。初年度で80万円、令和6年には260万円と年々寄付額も増え続けており、茂木町の地域発展に大きく貢献していることが、従業員の更なる自信に繋がっている。

#### イ いい里さかがわ館へのそばの供給及び遊休農地解消

いちご、アスパラガスの施設栽培以外の農地では、水はけが悪く赤土であることから、そばを栽培・収穫し、農産物直売所と農村レストランを兼ね備え、県内外から年間15万人もの客が訪れる「いい里さかがわ館」に出荷している。



写真5 いちごの摘み取り体験



写真6 第1回いちご選手権表彰状

## (2) 生産力の向上、生産の組織化、生産・流通基盤の整備等への寄与状況

中山間地域の農業モデルとなり、高付加価値の期待できる作物の栽培にも挑戦しており、令和4年にはイチジク、令和6年には小玉メロンの栽培を開始し、今後も経営収支等を見ながら、様々な作物に挑戦していく。

また、国や県の事業を活用し、暖房で排出されたCO<sub>2</sub>を再利用する「アグリーフ」の導入（令和5年度）や県と連携した、スマート農業機器導入（いちご施設内のモニタリング装置、令和6年度）等、町内外に波及が可能な技術の実証に取り組んでいる。

さらに、令和2年から、販売・流通を専門とする従業員を配置し、営業・商品PRに加え、マーケットイン型の商品開発やコンテストに積極的に参加することで、知名度向上と新規顧客の獲得に努めている。

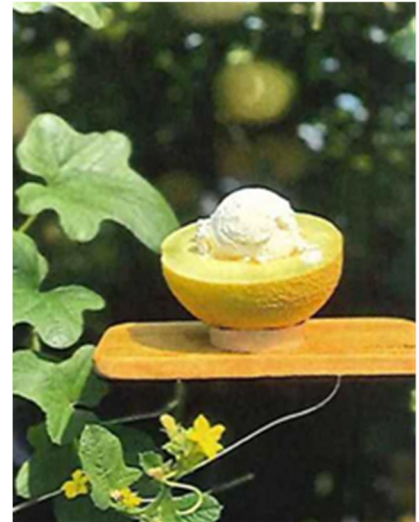


写真7 ミニメロンアイス

## (3) 構成員等の経営の改善、後継者の育成・確保、女性の経営参画の促進状況等

### ア 経営の改善

「持続可能な農業、経営を営むためにはより緻密な戦略が必要である」と実感し、経営状況の把握と改善に取り組むことにし、年間の収量や売り上げ等の目標を年間だけでなく月間、週間、日間で設定し、達成に必要な作業人数、資材、販売方法、省力化などを考えるようになった。

また、農作業に関しても工程表の作成、在庫の把握、資材の定位置管理など工業用の管理を取り入れるなど日々改善を心掛けている。

### イ 後継者の育成と女性の経営参画

「地域外から農業の若い担い手呼び込み、育て、繋ぐ」を目指し、農業に携わる地域おこし協力隊員を積極的に受け入れ、令和6年までに延べ11名を受入れ、うち4名が任期終了後も従業員として営農や総務業務を行っている。

また、小学校へのいちごの贈呈や体験学習の受け入れにより、地元農業やいちごに対する理解の向上に努めている。



写真8 地元小学生のいちご定植

現在、地域おこし協力隊員の女性が、営業（EC通販）業務担当として、女性ならではの視点を生かし、加工品の開発、PR活動を行っている。

### 3. 生活・環境整備面における特徴

#### (1) 生活・環境整備面の取組状況

遊休農地対策の一環として「茂木南部農機具利用組合」と連携し、地権者から借用した約1.8haでそばを栽培しており、収穫しそばは「いい里さかがわ館」の農村レストランで提供され人気を博している。

また、遊休農地を有効活用できるそば以外の作物も模索しており、大学と連携し試験的にユウカリなども植えている。



写真9 地元小学校へのいちご贈答

#### (2) 生活条件の改善・整備、コミュニティ活動の強化、都市住民との交流等への寄与状況

逆川地区のクリーン作戦やお祭りなどの地域活動の場としても「観光いちご園 美土里農園」を提供しており、地域の公民館で開催されていた「深沢まつり」も敷地内で開催されるようになり、有志がお店を出し、間近で見られる花火が反響を呼んでいる。

従業員も、地元の野菜を使用したピザや当園の冷凍いちごを使用したスムージーを販売するなど、地域の特色を活かした活動やPRに取り組んでいる。

また、「観光いちご園」や「さかがわサステナブル」と連携した「いちご料理体験」（令和5年3回延べ35人）などの農村体験ツアーをとおして、交流人口の増加に貢献している。



写真10 そばの刈り取り

#### (3) 地域への定住促進、女性の社会参画の促進状況等

##### ア 移住者の安定的な雇用環境の整備

美土里農園は、人材派遣事業を行っている「もてぎマルチワーク事業協同組合」の組合員になっており、組合職員の派遣先のひとつとして、移住・定住に寄与している。

同事業組合は、移住者などに町内にある色々な仕事を斡旋し短期的に働いてもらうことで自分に合った仕事を見つけてもらう側面も持ち合わせており、令和5年の派遣実績はなかったがマッチングを想定した受け入れ態勢は整っている。



写真11 さかがわサステナブル

##### イ 女性の社会参画、農福連携の推進

令和4年から地域おこし協力隊員の女性が、営業（EC通販）業務を担うほか、6人の地元女性をパート従業員として採用しており、いちごやアスパラガスの栽培、収穫、出荷調整において責任ある業務を



写真12 フルーツサンド

担当することで、なくてはならない人材になってきており、将来的に正社員として採用することも視野に入れている。

社会福祉協議会と連携し、就労継続支援B型「ともだち作業所」利用者4名にハウス内外の草取りやいちごの箱折り等の作業を委託し、『農福連携』を進めている。

## 農林水産大臣賞受賞

【 常に新しいことにチャレンジしながら地域農業を支える集落営農法人 】

受賞者 のう じ ぐみ あい ほう にん おお た えい のう  
農事組合法人大田営農

(埼玉県 秩父市)





# 農林水産大臣賞受賞

常に新しいことにチャレンジしながら  
地域農業を支える集落営農法人

のうじくみあいほうじんおおたえいのう  
受賞者 **農事組合法人大田営農**

ちちぶし  
(埼玉県秩父市)

## ■ 地域の沿革と概要

秩父市は埼玉県の北西部にあり、周囲を秩父山地が取り囲む盆地の中にある。そのほとんどが秩父多摩甲斐国立公園や武甲・西秩父県立公園の区域で、自然環境に恵まれている。

荒川が市の中央を流れ、東側は市街地、西側には水田などの農地や工業団地が広がっている。大田地区は西側に含まれ、秩父郡市内では最大の水田地帯として稲作を中心に養蚕や酪農、葉タバコ、こんにゃくなどが栽培されてきた。盆地であるため寒暖の差が大きく、夏季には激しい雷雨、冬季には30cmを超える積雪がみられる年もある。

交通立地としては県庁所在地のさいたま市まで約50km、鉄道は秩父鉄道、西武鉄道秩父線が整備され、それぞれ熊谷方面、池袋方面へと結ばれている。首都圏まで約70kmの立地を生かし、近年ではいちごやぶどう等の観光摘取り園も人気である。

## ■ むらづくりの概要

### 1. 地区の特色

大田地区は市の北西部に位置し、条里制が敷かれた遙か昔から水田地域として知られていたが、ほ場が狭小で用排水の整備も不十分であった。

このため、昭和63年に県営ほ場整備事業が導入され、平成元年からほ場整備がなされ37年間にわたり、その時代の地域の実情に合わせながら、地域農業を発展させている。

県営圃場整備事業に取り組む際には地域のすべての農業者(地権者)が参加する形で協議会を立ち上げ、地域での話し合いを通じ、米、麦、大豆

第1図 位置図



第1表 地区の概要

事項	内容	
地区の規模	大字単位の集落等	
組織の性格	地縁的な集団等	
人口等	総人口	59,674人
	総世帯数	23,922戸
農業経営体数 (内訳)	農業経営体数	309経営体
	個人経営体数	291経営体
	団体経営体数	18経営体
	(内、法人経営体数)	17経営体
農用地の状況 (内訳)	総土地面積	57,783ha
	耕地面積	1,050ha
	田	155ha
	畑	896ha
	耕地率	1.8%
	一経営体当たり耕地面積	3.4ha

のブロックローテーションという手法を用いて取組むとともに、耕畜連携による地域資源の循環、地域の独自品種を用いた大豆生産と味噌加工に取組むなど、地域農業全体の取組に多くの住民が主体性を持って関わっている。

## 2. むらづくりの基本的特徴

### (1) むらづくりの動機、背景

#### ア むらづくりを推進するに至った動機、背景

大田地区は県営ほ場整備事業の導入により、生産環境が整ったことで農家の生産意欲が高まり、その機会を捉えて市やJAちちぶ、県など関係機関が支援チームを編成、今後の営農について地権者に考えてもらう動機づけのための全戸意向調査を行った。

その意向調査の結果をフィードバックする過程で、地権者の間で集落営農組織づくりが必要との機運が盛り上がり、平成4年に現法人の前身となる「大田営農推進協議会」（以後「協議会」）が設立された。

#### イ むらづくりについての合意形成の過程とその内容

意向調査の実施が、今後の営農継続のための体制について考えるきっかけとなり、高齢化を見越し、土地改良事業によって農作業の効率化を図り、後世に良い農地を引き継ぐこと、水田農業を中心に畑も利用した野菜生産や酪農などを継続するためには、地域で作業受託体制を整備する必要があることを複数回の話し合いを重ねることで地権者自身が感じ、地域として一体的な土地利用に取組む、という合意に至っている。

当時は水田で約3割の転作が義務づけられていたため、効率的な土地利用について話し合った結果、水稻、小麦、大豆の3品目を3ha規模で団地化、3年一巡のブロックローテーションを確立し、作業を主体的に行うオペレーター集団の設置にも至っている。

平成3年に地区内にJAちちぶのライスセンターが建設されるなど、効率的な営農環境が次第に整ってきたことから、トラクタやコンバイン、田植機など、中山間地としては大型の農業機械を導入、機械化作業体系を確立し、秩父市内の農業の中心的担い手となった。

平成4年から協議会として活動してきたが、集落営農組織体制を盤石なものとするため、任意組織から法人化に移行する話し合いを重ね、平成28年4月11日、農事組合法人大田営農を設立、現在に至っている。



写真1 大田営農組合員（役員）

### (2) むらづくりの推進体制

#### ア 当該集団等の組織体制、構成員の状況

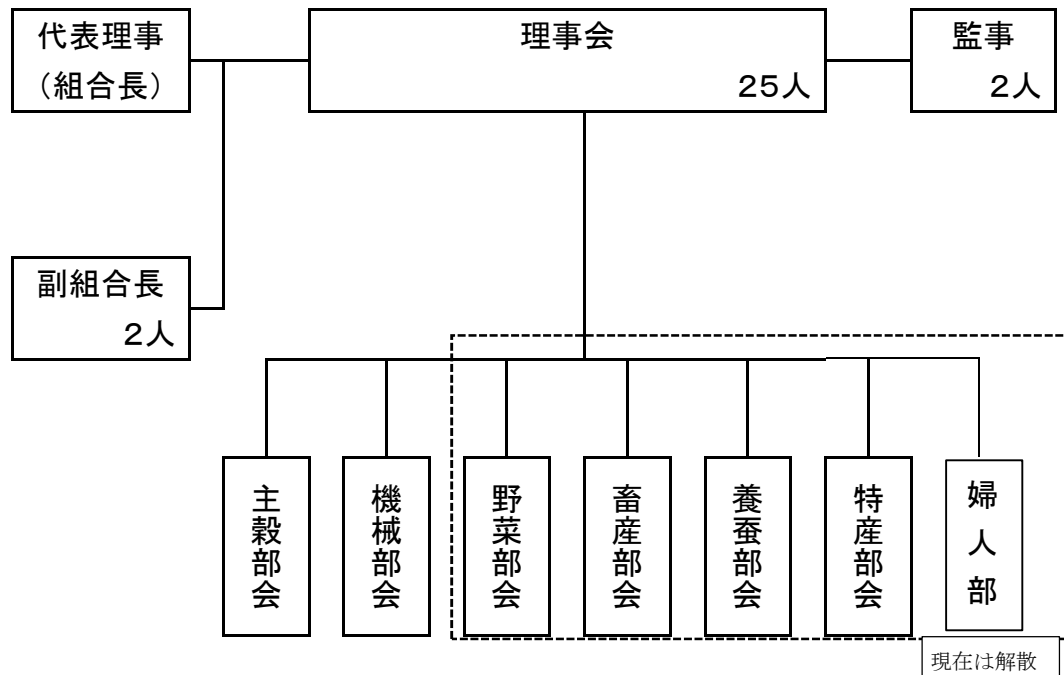
協議会設立当初から地域の地権者全戸加入を原則とし、当初は主穀部会、機械部会、野

菜部会、畜産部会、養蚕部会、特産部会の6つの部会が設置されていた。

また、姉妹都市である豊島区との稲作体験交流（通称「めぐちゃん田んぼ」）を協議会が中心となり行ってきた。

体験交流を充実させるため平成6年には「婦人部」も組織化され、現在は、主穀部会、オペレーター（機械部会）を中心に小麦、大麦、大豆、水稻、飼料稲の栽培を行っている。

第2図 むらづくり推進体制図



### イ 当該集団等と連携してむらづくりを行う他の組織、団体及び行政との関係

近隣には大田地区とほぼ同時期に協議会を設立、法人化した集落営農「尾田蒔営農」があり、水稻・麦類・大豆の防除コスト低減、作業効率向上のため共同防除（農薬空中散布）を実施している。

また、組合員の3名が市の農業委員として任命されているほか、担い手育成総合支援協議会の委員に組合長が就任しているなど、市が推進する農業振興策にも積極的に協力している。

さらに、姉妹都市豊島区との稲作体験交流事業、JAと連携した子ども食堂の運営協力や芋掘り体験の受入れ協力、農薬や化学肥料を使用しない農産物を給食用食材として市内の学校に提供するなど、都市との交流や消費者の農業に対する理解向上、地産地消や食育にも貢献している。



写真2 ラジコンヘリによる小麦の共同防除

## ウ 各集落の住民の当該集団等や連携する他の組織、団体との関係及び参加状況等

当初から地権者全戸加入を原則とし、現在大田地区在住の 176 戸全戸が組合員となっており、地区内の各集落から理事を選出することで、地区全域の組合員の意見をきめ細かく吸い上げ、円滑な連絡体制が図れるよう配慮している。

また、歴代役員は、大田地区における自治会など他の組織においても重要な役割を担う人が多い。

### ■ むらづくりの特色と優秀性

#### 1. むらづくりの性格

「大田田んぼ」に関わる地権者全て参画を得ていることが大田営農の成功のポイントであり、ブロックローテーションの導入を容易にし、「ここは大田地域全体の農地である」という感覚が組合員すべてに育っており、集落の課題を自分のこととして共有化し、話し合いながら課題解決に取り組んできたからこそその結果であり、30 年余一度も途切れることもなく続いてきたことがその証である。

県営圃場整備事業をきっかけとして、県や市、農協などの関係機関が、地域住民が「将来の大田田地区」を考え出した機運を見逃さず、アンケートの実施、集落座談会など適切な支援があるとともに、議論をけん引したリーダーたちの存在もある。

大田地区にとどまらず周辺地域にも活動範囲を広げており、地元の企業や教育機関と連携し、学校給食での地産地消や稲作体験などの食育に真摯に取り組み続けている姿があり、地域になくてはならない組織となっている。

#### 2. 農業生産面における特徴

##### (1) 農林漁業生産、流通面の取組状況

現在は約 50ha の農地貸借の中で、3 年一巡のブロックローテーション（水稻→（小麦→大豆）→水稻（あるいは飼料稲）栽培）を確立し、農地の荒廃を防いでいる。

また、ほ場の団地化を進め、大型機械による効率的な作業体系の構築、田畑輪換による連作障害の回避など、農業生産性向上に資する取組が行われており、歴代の組合長、役員が丁寧に組合員の意向を調整している取組は 30 年余になる。

これまで様々な水稻品種が作付けされてきたが、近年の夏季高温による品質低下、複数品種が栽培されることによる作業効率の低下、労力負担が営農継続において懸念材料となってきたため、高温耐性品種に全面的に切り替えることで、広域防除や収穫等の作業の効率化を図れると考え、県育成の高温耐性品種「彩のきずな」を栽培の主軸に、切り替えを図っている。



写真 3 学校給食で提供された「華麗舞」のカレー



写真 4 有機じゃがいも、たまねぎ

令和3年からは「華麗舞」というカレーに向く水稻品種の有機的な栽培を開始し、「彩のきずな」とともに、秩父市の小中学校全校への学校給食に提供している。

令和5年には、有機的に栽培したじゃがいも、たまねぎとともにカレーの給食が提供され、子供たちに好評であった。

また、地区内にある小規模ながら世界的なコンクール等で優秀な成績を収める(株)ベンチャーウイスキーから「地元の農産物を原料としてウイスキーを作りたい」との要望を受け、二条大麦が日本に伝来した当時の古い品種系統を県農業試験場(現埼玉県農業技術研究センター)が選抜育種した「ゴールデンメロン埼1号」の栽培を開始した。

本品種は長稈で栽培が難しい品種であるが、秩父農林振興センター、JAと連携し、7haで栽培し、地元産ウイスキーの原料として供給している。

二条大麦の搾りかすや蒸留所からウイスキー樽を作る際に排出される木くずを堆肥化、大田地区内のほ場に還元する取組も開始した。

尾田蒔地区の畜産農家とも連携して、令和5年度から飼料稲の栽培に取り組み、畜産農家の堆肥もほ場に還元するなど、循環型農業にも取り組んでいる。



写真5 二条大麦の収穫作業

## (2) 生産力の向上、生産の組織化、生産・流通基盤の整備等への寄与状況

組織内に主穀部会及びオペレーター(機械部会)を置き、水田作業のうち、耕うん・代かき、田植、収穫の作業を大型農業機械で実施している。ほ場の一部は粘土質で湿害を受けやすく、一度まとまった降雨があると1ヵ月近くトラクタが入れなくなるため、排水対策を徹底するなど不利な条件をできるだけ改善する努力を行っている。また、礫が多く機械への負担の大きい土壌であるが、毎年作業前に石を除去し、丁寧に耕うん作業を行うなど、機械の故障を減らすよう配慮している。

地区内にJAちちぶのライスセンターがあり、組合員は個別の乾燥機を持たない農家がほとんどであるため、水稻の収穫と乾燥・調整作業をセットでオペレーターに委託することが多い。また、小麦、大麦もライスセンターを活用し、大田営農の活動に有効に機能している。

大田営農が生産する小麦(農林61号、さとのそら)、大麦(ゴールデンメロン埼1号)、大豆(在来種白光)、水稻はJAちちぶに等に出荷しており、JAちちぶ直営の飲食店で提供された農林61号の地粉うどんは来客に人気である。

大田営農は地域に先駆けて機械化やスマート農業技術も導入、GPS機能付きトラクタや直進アシスト田植機、水田の水位・温度センサーが導入され、令和7年度はJA事業を活用してドローンの導入も計画されている。

## (3) 構成員等の経営の改善、後継者の育成・確保、女性の経営参画の促進状況等

大田営農は法人として水稲、小麦、大麦、大豆、飼料稲の農業経営を行っていたが、組合員個々ではこんにやく栽培・加工や観光いちご園、そば栽培・そば店、施設きゅうり、露地野菜栽培、酪農など、経営内容は多彩である。

いちごやそばの経営体などでは後継者が育ち、その後継者が大田営農のオペレーターとしても参画しており、定年帰農で大田営農に参画する者もいる。

各集落の役員が世帯後継者や新規参入者をオペレーターとしての参加を促し、全体の若返りも図ってきた。

大田営農の運営には、女性も積極的に関わってきた。

特に、「めぐちゃん田んぼ」の運営においては、地元の食材を生かした食事の提供や餅つきなど、交流事業は主に女性が担っており、平成6年から令和5年まで「婦人部」として活動していた（現在は一旦解散）。

この婦人部の活動を発展させ、大豆（白光）の味噌加工にも力を注いできており、「白光」は在来品種で自家採種しており、形質維持の観点から婦人部が種子選別作業にも協力している。

その他、農産物加工で活躍する女性も現れ、特に味噌・まんじゅう加工で秩父地域の女性農業経営者のリーダーとして活躍した女性農業者もいた。

現在は、起業し、JA直売所でシフォンケーキを販売する女性組合員も現れている。



写真6 婦人部の市内マルシェへの参加

### 3. 生活・環境整備面における特徴

#### (1) 生活・環境整備面の取組状況

地区には約100haの農地があるが、大田営農により管理・保全されており、耕作放棄地はない。

また、管理する耕地の農道は地元の大田小学校や大田中学校の通学路にもなることから、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金も活用しつつ、畦畔や農道の除草作業を定期的に行っており、地域の環境整備にも配慮している。

#### (2) 生活条件の改善・整備、コミュニティ活動の強化、都市住民との交流等への寄与状況

令和2年以前のコロナ禍までは、市の姉妹都市豊島区との都市農村交流稲作体験を28年間受け入れていた（現在休止中）。

また、以前は西武秩父駅や豊島区イケ・サンパークで開催していたマルシェで婦人部が米（カレー用品種「華麗舞」）の販売に参加していた。

組合員の中には今までの経験を活かし、地元小学校の稲作体験や稲わら細工体験を指導している者もいる。



写真7 豊島区との稲作体験交流

令和6年10月に開催された第1回大田ふれあいランタン祭りの開催場所として、大田営農では飼料稲の収穫後のほ場を提供するとともに、イベント会場で米や野菜の販売、その他の物販等を通じ地域内外の住民等との交流を行っている。

都市農村交流だけでなく、普段から地区の田園風景が維持できるよう、ほ場の雑草対策や農道の清掃にも積極的に取り組んでいる。



写真8 ランタン祭りの様子

### (3) 地域への定住促進、女性の社会参画の促進状況等

直接定住促進につながる活動は行ってはいないものの、大田営農の作り出す水田風景は地区に新たな住民を呼ぶきっかけにもなっており、「ランタン祭り」には数多くの都市住民が大田地区へ足を運んだ。

また、組合員としての世帯代表は世帯主の男性であっても、役割分担をしつつ男女等にかかわらず、常日頃から名前呼び合うなど、個人としての個性が認められる土壌を持った地区である。JA農産物直売所の出荷者名が世帯の女性であることも多い。



## 農林水産大臣賞受賞

【 独自の活動で「ふるさと愛」をはぐくみ、  
誰もが自慢の大篠塚に 】

受賞者 おおしの<sup>りよく</sup>緑<sup>ち</sup>地<sup>かい</sup>会

(千葉県 佐倉市)





# 農林水産大臣賞受賞

独自の活動で「ふるさと愛」をはぐくみ、誰もが自慢の大篠塚に

受賞者 **おおしの緑地会**  
りよくちかい  
さくらし  
 (千葉県佐倉市)

## ■ 地域の沿革と概要

佐倉市は、千葉県北部に位置する人口約17万人の中規模都市で、都心から電車で約1時間と比較的アクセスしやすい地域であり、北部に印旛沼が広がり、おおむね平坦であるが、丘陵・台地も広く分布し、全体としては、ゆるやかな傾斜地で比較的温暖な気候である。

昭和29年3月に印旛郡の臼井町、佐倉町、志津村、根郷村、弥富村、和田村の6町村が合併し、現在の「佐倉市」となったが、佐倉市の南部に位置する旧根郷村などは、旧来より水田が広がる地域で古くから続く集落が存在している。

佐倉市近郊は、近年では新興住宅地や工業・商業地帯が広がり市街地を形成しているが、広大な水田が広がる農村地域と新しい町が一带に広がった地域である。

## ■ むらづくりの概要

### 1. 地区の特色

大篠塚地域は、旧根郷村地域で佐倉市南部に位置し、印旛沼へと流れる一級河川・鹿島川の流域に広がる農村地域である。

水田は約40haに及び、肥沃な土壌と南向きの日照条件を活かし、こだわりをもって米作りが行われ、眼前に広がる水田を前にした山裾に、5つの集落があり、約50戸の住民が暮らしている。特筆すべき観光資源や祭事はない昔ながらの集落だが、通勤や買い物などのアクセスも良好で、穏やかな暮らしが営まれている。

第1図 位置図



第1表 地区の概要

事項	内容	
地区の規模	大字単位の集団等	
組織の性格	機能的な集団等	
人口等	総人口	168,743人
	総世帯数	70,279戸
農業経営体数 (内訳)	農業経営体数	685経営体
	個人経営体数	665経営体
	団体経営体数	20経営体
	(内、法人経営体数)	19経営体
農用地の状況 (内訳)	総土地面積	10,369ha
	耕地面積	2,860ha
	田	1,720ha
	畑	1,140ha
	耕地率	27.6%
	一経営体当たり耕地面積	4.2ha

## 2. むらづくりの基本的特徴

### (1) むらづくりの動機、背景

#### ア むらづくりを推進するに至った動機、背景

本地域では、兼業農家の増加、既存農家の高齢化により農家の減少が進んでいた一方、米作りに不可欠な水利施設の維持管理は農家や地権者の負担や、突発的な故障や修繕に対応する費用は重くのしかかっていた。

加えて農家からは、「出来る限り米作りを続ける」という営農に対する思いと、「体力が続かなくなったら離農する」という声も聞かれるようになった。

一方で、離農後の農地の引き受けの具体的なあてや、話し合う農家の会合もなく、耕作放棄地の発生など、地域の衰退が懸念されていた。

このような状況の中、平成 26 年に、農家だけでなく地権者や地域住民も構成員となり、「おおしの緑地会」を立ち上げ、多面的機能支払交付金制度を活用して、農地の維持や農業用施設の維持管理に取り組み、地権者や農家の費用負担の軽減を図ることとなった。

また、非農家の方々にも広く活動に参加いただけるよう、地域の皆が参加可能な活動として農道の草刈りや花の植栽活動など地域の皆を巻き込んだ各種の独自活動を展開している。



写真 1 佐倉・産業大博覧会参加の構成員



写真 2 農道沿いの植栽作業

#### イ むらづくりについての合意形成の過程とその内容

地域の農業を維持していきたいという意識から、将来構想を検討することとなったが、まずは、地域住民の考え方を知ることが重要と考え、平成 28 年に、住民全員を対象に将来の地域の在り方に関する意向調査を実施し、この意向調査の実施が合意形成のキーポイントとなっている。

意向調査結果では、農地は荒廃させたくないが担い手がないという課題を改めて実感すると共に、農地も維持していきたいという意向が多いことが明確に浮かび上がってきた。この結果を受け、「おおしの緑地会」の全構成員を対象とした総会の中で話し合い、「地域で行う活動の年間計画」と「計画した活動の結果」を皆で合意し進めることとした。

次に、年間計画を具体化し、実践するため、「おおしの緑地会」に設置している役員会を活用し、計画に基づく活動ごと時節毎にきめ細かく検討を進め、実践に移すこととした。

様々な活動の取組は、地域住民が皆で考え実践に移し、結果を共有することで、地域の住民が達成感、一体感を感じ、地域の共同意識を育むと共に、地域農業の維持に係る活動が本格的に始まり、現在も継続して実施されている。

## ウ 現在に至るまでの経過等について

意向調査の結果を踏まえ、新たに取組を開始した「ワイワイ感謝祭」などは、初回は試行錯誤する場面もあったが、現在も継続されている。

また、平成 29 年に発足した「耕作者会」は、農業維持のための課題、その課題の解決方法などについて具体的に話し合った結果、労力や機械の支援、卒農支援、大規模化や組織化が重要と整理し各項目の検討を進めることとした。その結果、組合構成員が農作業を分担して請け負う方法が良くなり、受け皿組織として、令和 2 年、「おおしの耕作組合」を設立し、今では地域の約 1 割の農地をこの組合が請け負っている。

被災農家は仲間であるとの思いから能登半島地震やウクライナ支援の義援金活動も行っている。

これら全ての活動は、毎年 5 月や随時発行する号外等の広報誌「おおしの便り」の発行、また総会での活動報告を通じて、非農家である地域住民にも共有すると共に、地域外の住民には、地方紙で年末の活動を毎年記事に取り上げていただくことで活動 P R にも繋がっている。



写真 3 「おおしの緑地会」発行の広報誌

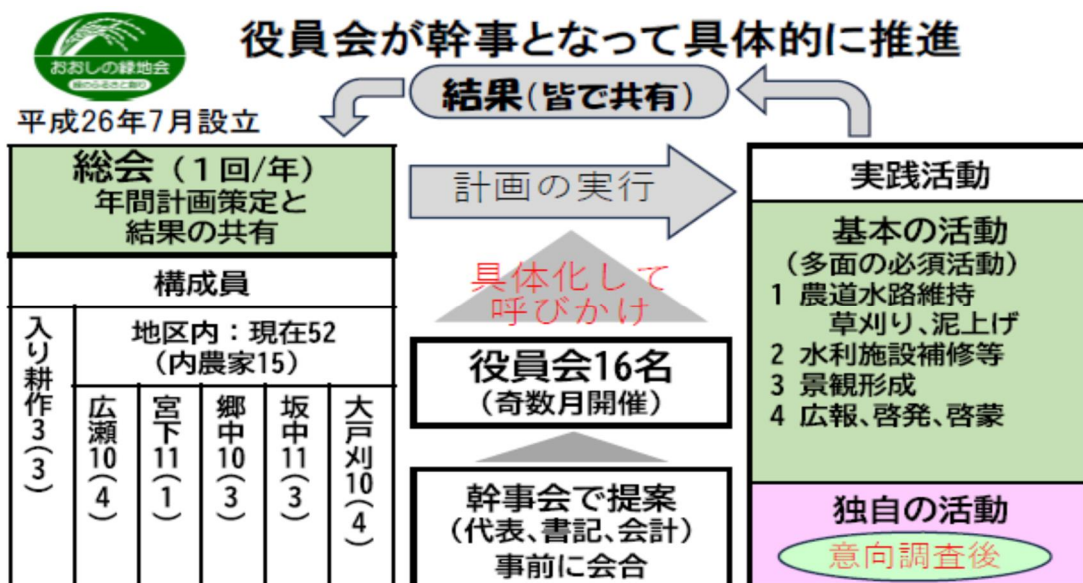
## (2) むらづくりの推進体制

### ア 当該集団等の組織体制、構成員の状況

構成員：52 名（うち農家 15 名）、役員会：16 名

役員会は、代表、副代表、各地区から幹事となる組合代表（5 名）の他、監査役、書記、会計、水利施設の管理を担う水路管理役等で構成している。

第 2 図 むらづくり推進体制図



## イ 当該集団等と連携してむらづくりを行う他の組織、団体及び行政との関係

- ① 千葉県印旛農業事務所、佐倉市農政課  
多面的機能支払交付金等各種事業、情報交換など
- ② JA 千葉みらい、鹿島川土地改良区、県印旛農業事務所、米出荷先、農機具メーカー等  
農地維持活動や支援策等の新着情報、稲作指導、技術相談など
- ③ 社会福祉協議会、日本赤十字社、公益サポートセンター  
寄付活動（「おすそ分け活動」、「お米一升支援活動」、「義援金」）
- ④ 保育園、障害者支援施設、佐倉市  
販売活動（「お米共同販売活動」、「産業大博覧会」への参加）
- ⑤ 県印旛土木事務所、佐倉市廃棄物対策課  
農地近辺の川土手の草刈りで環境維持を行う「河川アダプト」、農道や水田へのポイ捨てゴミを拾う「春のクリーン活動」
- ⑥ 他市集落（印西市岩戸地区）  
耕作放棄地や組織運営等などの情報交換
- ⑦ 近隣の酪農家  
もみ殻を酪農家に提供し、床敷に活用。また、もみ殻を含む堆肥を地域内の畑で活用（耕畜連携・循環農業）



写真4 おすそ分け活動の様子  
（社会福祉協議会にて）

## ■ むらづくりの特色と優秀性

### 1. むらづくりの性格

大篠塚地域のむらづくりは、農家だけではなく、地域住民が一体となり農業・農地を維持する事を目指して、多くの住民を巻き込んで各種活動を展開されてきた。

多面的機能支払交付金制度の導入を機に、農家と非農家から構成される団体を設立し、農地や農道など維持のための基本的な活動に取り組むこととなったが、むらの将来像を明確にするため、全住民を対象に意向調査を実施したことで、地域住民の思いを実感した。

この意向調査結果を踏まえ、目的に応じた組織体制を構築・整備し、地域独自の取組として新たな取組の企画・運営・実施等は、農家だけでなく非農家も含めて地域全体が地域農業の衰退傾向に対し、持続可能なむらづくりを展開している。

また、基本活動（農地維持活動）に加え、地域全体を盛り上げるための各種活動を新たに企画・開催すると共に、地域外や他団体との連携し、多様なイベントの開催を通じ、地域住民全体が一体となって地域を盛り上げ、一人一人にふるさとに愛着と誇りが生まれ、豊かなむらづくりと合わせて人づくりにも大きな影響となっている。

### 2. 農業生産面における特徴

### (1) 農林漁業生産、流通面の取組状況

生産の基盤となる農道、水路などの施設や配水管は水路役員等が中心となり、破損等発生リスクの予防活動として施設の事前点検を行うと共に、灌漑期も日常管理や点検を行い、破損等が発見された際は、都度参集し補修などを実施している。

豪雨や浸水発生の際などには農家以外も力を合わせて漂着ゴミを拾うなど、耕作可能な状態に維持するため皆で行動し地域農業の安定生産に寄与している。

また、流通面では大規模農家の設備の事例紹介をする中で、これまで玄米を 30 kg袋ごとに積み込みし出荷していたが、負担軽減のため、1 トンのフレコン袋で出荷する方法を取り入れると共に、流通面の改善に向けた新たな取引先の掘り起こしなども含めて改善に取り組んでいる。



写真 5 水路の補修の様子

### (2) 生産力の向上、生産の組織化、生産・流通基盤の整備等への寄与状況

生産の組織化では、「耕作者会」を組織し、課題解決の検討を進め、1 段階「労力・機械支援」、2 段階「卒農支援」、3 段階「大規模化」と 3 段階に整理した結果、各農家が機械や設備を保有している状況をいかした当地区らしい請負作業型の「おおしの耕作組合」を組織し活動している。

地域独自の集落営農組織「おおしの耕作者組合（米農家 8 名）」を令和 2 年に設立し、毎月会合で当面の作業分担などを話し合い、県農業事務所や市農政課の指導で活動を継続しており、当地区の約 1 割の水田で活動している。

生産面の整備等では、個々で購入・使用していた農業機械を、請負作業型の作業を支援する組織化を行い、生産面の負担軽減に取り組むと共に、販路拡大の一環として、地域内の農産物を産業大博覧会に毎年出店販売し、新たな顧客を模索しながら地域の保育園や障害者施設等に「顔の見える消費者」を開拓することで、流通基盤の改善を目指している。

### (3) 構成員等の経営の改善、後継者の育成・確保、女性の経営参画の促進状況等

構成員の経営の改善のためには、生産面でのコスト削減や販路の確保が必要であることから、栽培技術の情報交換、農地環境や施設の適切な管理に向けた協力関係の構築、作業請負を通じた労力・機械作業の助け合い、取組実現のための組織化、販路の開拓等により、着実に安定した生産・販売が維持でき、経営の改善に繋がっている。

また、地域での農業関連イベントの開催などを通じて、苦しい農業ではなく、みんなで楽しく農業をやっている様子を見た農家の息子が、退職後は農家になる事例も現れ、後継者の確保に繋がっていると同時に、親元就農者を耕作組合員に勧誘し、仲間作り、耕作知識などの共有を通じ育成を図っている。

米作り家族経営では、女性が担う役割は大きく、令和3年から「佐倉・産業大博覧会」への出店時には、地域の女性たちも多く参加し、地域農業の魅力を広める役割を担うことで、女性も経営に直接参画できるという手応えを再認識する機会となり、一層の意欲アップに繋がり、更なる参画が期待されている。

同博覧会には、地域農産物の販売や団体の取組紹介等を行っており、農家にとって直接販売は経験がないものの、売れたという結果により参加者にも大きな達成感、わくわく感が生まれ、農家の奥様たちも関わったことで、参加者全体のモチベーションアップにも繋がり、令和6年は17名参加し509品完売している。

また、春のクリーン活動や植栽活動などは、女性や子どもも協力・参加しやすいイベントとして開催したが、想定通り、多くの女性の参加に繋がっている。男性では気づかない点も含め、景観保全や耕作環境を整えることに大いに寄与している。

このような独自活動にも、多くの女性が参加し、地域全体で協力しあって各活動が充実している。



写真6 佐倉・産業大博覧会での販売の様子



写真7 植栽活動による景観形成

### 3. 生活・環境整備面における特徴

#### (1) 生活・環境整備面の取組状況

春のクリーン活動は、地域の非農家や女性も多く参加し、農道や水田へのポイ捨てゴミを拾う活動であり、農地や景観の環境保全に努め、地域の生活環境の面でもポイ捨てしない人づくりに繋がっており、令和6年は39名参加している。

また、環境維持活動（河川アダプト）も実施し、これまで付き合いのなかった国交省関連の部署とのつながりが出来、相互の環境面での協力や情報共有が図られ、地域の保全にも寄与している。

多様な独自活動を展開したことで、住民にとって地域の帰属意識が向上し、一体感が生まれ、これらの取組により、地域の全住民が、農業維持を目指して活動している当地区に暮らすことで感じる一体感や心の豊かさ、住みよさ、地域の価値が見直されてきている。



写真8 クリーン活動  
(農道等のゴミ拾い)

#### (2) 生活条件の改善・整備、コミュニティ活動の強化、都市住民との交流等への寄与状況

生活条件の改善や整備として、クリーン活動の実施や、水路の泥上げや崩れの補修等の活動している。

また、植栽活動の参加を通じて、地域の景観や環境保全への意識の向上となり、結果として生活条件の改善にも繋がっている。

コミュニティの強化は、最も力をいれている点で、どの活動においても地域内で話し合いを行うことで、コミュニティを強化している。

特に「ワイワイ感謝祭」は、地域の賑わいを目的に集う場として、平成 30 年より年末に開催しており、小学校区域の近隣地域の子供たち同士のつながりが新たな来場者の増加に繋がっており、子どもにも参加できるイベント開催などにも力を入れている。令和 6 年は 96 名来場、うち地域外からは 26 名の来場となっている。



写真 9 年末開催の「ワイワイ感謝祭」

また、都市住民との交流については、「産業大博覧会」への出店や保育園等への米販売、地方紙への活動記事の掲載などを通じて、同じ市内ではあるが、都市部に在住する住民との交流を図っている。

### (3) 地域への定住促進、女性の社会参画の促進状況等

「佐倉・産業大博覧会」への出店により、地域にとって、地域外からも注目されることで女性の社会参画への自信づくりの一助になっている。

その他、農道協の植栽やクリーン活動にも女性の参加が多く、地域コミュニケーション醸成の重要な役割を担っている。これらの取組を楽しんで行っている様子が、広報誌で紹介されることで、住民の地域への愛着や満足度向上に寄与し、地域外の方にも関心を持っていただくことで、定住を促進する側面にも繋がっている。



### III 参 考



## 令和7年度 豊かなむらづくり全国表彰事業の審査経緯等

### 1. 豊かなむらづくり優良事例に関する審査等の主な経緯

- 11月15日 ・管内都県宛てに推薦依頼（関東農政局長 → 都県知事あて）
- 3月22日 ・ 3県（栃木県、埼玉県、千葉県）から推薦事例の提出
- 4月10日 ・ 審査会委員へ推薦事例調書の送付
- 4月23日 ・ 審査委員からのご質問・ご意見の集約 → 各県へ送付
- 5月13日 ・ 第1回審査会の開催 【農政局会議室及びWeb会議】
  - ① 各県からのプレゼン（10分）、委員との質疑応答（10分）  
【各県はリモートによるプレゼン】
  - ② 農林水産大臣賞選賞候補3事例の選定  
【各委員による評価（仮採点）、その結果も含め選定審査】
  - ③ 現地調査の実施方法及び日程の調整
- 6月3日～ ・ 農林水産大臣賞選賞候補3事例の現地調査  
（6月3日：埼玉県、6月10日：栃木県、6月14日：千葉県）
- 6月14日 ・ 第2回審査会の開催（3事例目：千葉県の現地調査終了後）  
農林水産大臣賞受賞3事例及び最優良事例1事例の決定  
「株式会社美土里農園」（栃木県芳賀郡芳賀町）  
「農事組合法人大田営農」（埼玉県秩父市）  
「おおしの緑地会（※）」（千葉県佐倉市）  
（※）最優良事例
- 6月26日 ・（公財）日本農林漁業振興会会長宛に「大臣選賞事例」の報告
- 7月14日 ・ 農林水産祭中央審査委員会「第1回むらづくり分科会」の開催  
（全国各ブロックの最優良事例から、天皇杯等三賞候補を選定）  
○ 当局の最優良事例「おおしの緑地会」は選定されなかった
- 8月28日 ・ 農林水産祭中央審査委員会「第2回むらづくり分科会」の開催  
（三賞候補事例（案）の決定）
- 10月 2日 ・ 天皇杯等三賞受賞事例の公表（農林水産省）
  - 【天皇杯】「入谷の里山活性化協議会」（宮城県三陸町）
  - 【内閣総理大臣賞】「農事組合法人農村資源開発共同体」（福井県池田町）
  - 【会長賞】「竹子地区コミュニティ協議会」（鹿児島県霧島市）
- ・ 農林水産大臣賞及び関東農政局長賞の受賞事例の公表（関東局）

- 10月20日 ・豊かなむらづくり全国表彰事業に関する都県担当者打合せの開催  
10月22日 【Web会議】  
① 令和7年度全国表彰事業の結果（総括）  
② 令和8年度に向けた対応方針、スケジュール等
- 11月 5日 ・豊かなむらづくり全国表彰事業関東ブロック表彰式・事例発表
- 11月23日 ・農林水産祭式典の開催（明治神宮会館） 【天皇杯等の授与】

2. 関東農政局むらづくり審査会委員（令和6年4月1日～令和8年3月31日）

所 属 ・ 役 職 名	氏 名
一般社団法人 AgVenture Lab 専務理事	こえ ぬま よう いち 越 沼 洋 一
さいたま農村女性アドバイザーネットワーク響	さい とう いつ こ 齋 藤 イツ子
『ソトコト』編集長	さし で かず まさ 指 出 一 正
東京農業大学地域環境科学部 教授	せき おか はる お 関 岡 東 生
東京海洋大学学術研究院海洋政策文化学部門 教授	なか はら なお とも 中 原 尚 知
明治大学農学部 教授（審査会会長）	はし ぐち たく や 橋 口 卓 也
一般社団法人環境パートナーシップ会議 代表理事	ほし の とも こ 星 野 智 子

# 農 林 水 産 祭 開 催 要 綱

制 定：昭和37年6月12日付け37総第1369号農林事務次官依命通達  
一部改正：昭和49年8月29日付け49総第456号  
〃：昭和53年10月5日付け53総第880号  
〃：昭和54年9月26日付け54総第812号  
〃：昭和57年7月20日付け57総第373号  
〃：昭和62年8月31日付け62総第358号  
〃：平成25年8月29日付け25総第68号農林水産事務次官依命通知  
〃：平成27年6月23日付け27総第10号  
〃：平成29年5月19日付け29文第43号

## 第1 趣 旨

毎年11月23日の勤労感謝の日を中心として、全国民の農林水産業に対する認識を深め、農林水産業者の技術改善及び経営発展の意欲の高揚を図るため国民的な祭典としての「農林水産祭」を行う。

## 第2 実施主体

農林水産祭は、農林水産省と公益財団法人日本農林漁業振興会の共催とする。

## 第3 協 賛

農林水産祭は、都道府県、農林水産団体その他農林水産祭の開催の趣旨に賛同する団体の協賛を得て実施する。

## 第4 行 事

### 1. 農林水産祭式典及び関連行事

農林水産祭は、過去ながきにわたる収穫感謝の趣旨を継承し、農林水産業関係の各種の催しの集約点として11月23日を中心とし、農林水産祭式典、農林水産物展示会、農林水産展及び資材展、技術研究発表会、消費者啓発行事等を集中的に行うものとする。

#### (1) 農林水産祭式典

農林水産祭式典においては、一般式典行事と併せて天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与並びに農林水産大臣賞の授与又は受賞の発表を行う。

#### (2) 農林水産物展示会

農林水産物展示会においては、極力その独創性を発揮した各都道府県の農林水産業の紹介、農林水産物の展示及び即売を行う。

また、各種農林水産団体による農林水産物の展示、啓発及び即売を行う。

#### (3) 農林水産展及び資材展

農林水産物の生産及び流通の過程、技術の進歩、近代化の現状等についてPRを行うとともに、肥料、農薬、農機具等生産資材の展示会を開催する。

#### (4) 技術研究発表会

農林水産技術の優秀なる研究についての発表検討会を行う。

#### (5) 消費者啓発行事

農林水産業の現状とその振興の必要性について、消費者の認識を深めるため、農林水産業の現地体験、生産者との交流等を行う。

#### 2. 農林水産祭参加行事

都道府県、農林水産諸団体等が主催する県単位以上の品評会、共進会等の表彰行事であって主催者が希望し、かつ、適当と認められるものについては、これを農林水産祭参加の表彰行事として体系づけるものとし、その表彰行事において農林水産大臣賞を授与することとなるものについての農林水産大臣賞の受賞の発表等を農林水産祭の際に行うものとする。

#### 3. 表彰

- (1) 農林水産祭における表彰は、農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産、多角化経営及びむらづくりの7部門並びに女性の活躍について行う。
- (2) 農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産及び多角化経営の6部門についての表彰は、農林水産祭参加表彰行事において農林水産大臣賞を授与されたもののうち、部門別の優秀なものについて天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与を行う。
- (3) むらづくり部門の表彰は、都道府県知事から推薦されたむらづくりの事例のうち、優秀なものについて天皇杯、内閣総理大臣賞、日本農林漁業振興会会長賞及び農林水産大臣賞の授与を行う。
- (4) 女性の活躍の表彰は、農林水産祭参加表彰行事において農林水産大臣賞を授与されたもののうち、部門にかかわらず優秀なものについて内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与を行う。
- (5) 表彰の基準については、外観の偏重を排し、性質、内容が優れ広く社会の賞讃に値するものであることを要件とするが、審査等については別に定める要領による。

#### 第5 開催期日

1 1月23日の勤労感謝の日を中心に開催する。

#### 第6 開催場所

東京においてできる限り統一的に行うものとする。ただし、行事の一部については場所を異にして開催することができる。

#### 第7 経費

国の補助金、都道府県の分担金及び協賛団体の寄附金をもって充当する。

#### 第8 各都道府県の行事等

各都道府県及び各種農林水産団体の農林水産祭の行事は、中央の行事と連携をとりつつ行うよう指導するものとする。

#### 附 則（昭和57年7月20日付け57総第373号）

この要綱の改正規定中第4の3の改定規定は、昭和58年度の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（昭和62年8月31日付け62総第358号）

この要綱の改正後の規定は、昭和63年度の表彰から適用する。

附 則（平成25年8月29日付け25総第68号）

1 この要綱は、平成25年8月29日から施行する。

2 この要綱第2の規定の実施主体について、平成25年4月1日から施行の日の前日までは、農林水産省と公益財団法人日本農林漁業振興会が共催したものとみなす。

附 則（平成27年6月23日付け27総第10号）

この要綱の改正後の規定は、平成27年6月23日から施行し、平成27年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

附 則（平成29年5月19日付け29文第43号）

この要綱の改正後の規定は、平成29年5月19日から施行し、平成29年度の農林水産祭表彰行事から適用する。



## 豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領

- 制 定：昭和54年9月11日付け54総第747号農林水産事務次官依命通達  
一部改正：昭和62年8月31日付け62総第358号  
〃：平成9年12月25日付け 9総第452号  
〃：平成17年7月25日付け17総第100号  
〃：平成25年8月29日付け25総第71号農林水産事務次官依命通知  
〃：平成27年6月23日付け27総第12号

### 第1 趣 旨

この事業は、農山漁村におけるむらづくり（以下「むらづくり」という。）の優良事例の表彰を行うとともに、あわせてその業績発表等を行うことにより、むらづくりの全国的展開を助長し、もって地域ぐるみの連帯感の醸成及びコミュニティ機能の強化を図り、農林漁業及び農山漁村の健全な発展に資することを目的とする。

### 第2 実施主体

この事業は、農林水産省と公益財団法人日本農林漁業振興会（以下「振興会」という。）との共催により実施する。

### 第3 むらづくりの優良事例の表彰

#### 1. 表 彰

- (1) むらづくりの優良事例の表彰は、農林水産祭の表彰行事の一部門として行う。
- (2) 優良事例の表彰は、ブロックごとに次の件数の範囲内の事例につき行うものとする。  
なお、その中で特に優秀なものについては、天皇杯等選賞審査対象事例として推薦するものとする。

北海道・沖縄ブロック	1	東海ブロック	1
東北ブロック	3	近畿ブロック	2
関東ブロック	3	中国・四国ブロック	3
北陸ブロック	1	九州ブロック	3

#### 2. 選賞対象

- (1) 選賞対象となる「むらづくり」の主体は、農山漁村における集落の区域から市町村の区域に至るまでの区域（例えば、集落、大字、校区、旧市町村、新市町村等の区域）を地区とする集団又は組織（以下「集団等」という。）とし、その形式は問わないものとする。ただし、コミュニティ機能の強化や新たなコミュニティの形成に資する取組と判断される場合には、市町村の区域を越える区域を地区とする集団等も含まれるものとする。
- (2) 選賞対象となる「むらづくり」の内容は、前項の集団等による農林漁業を基盤とした豊かな地域社会づくり、すなわち農林漁業の振興を核とし、生活、文化等を含む幅広い地域活動を展開する総合的なむらづくりとする。

### 3. 都道府県知事の推薦

都道府県知事は、当該都道府県内におけるむらづくりの事例のうち審査基準に該当するものであって優良と認められるもの1件を、別に定める推薦調書により、地方農政局長（北海道にあつては直接、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長を経由して振興会理事長）宛てに推薦することができる。

なお、沖縄総合事務局長は、推薦調書に意見書を添付するものとする。

### 4. 地方農政局における審査

(1) 地方農政局長は、3により推薦のあつたむらづくり優良事例について農林水産大臣賞の選賞の対象となるべき事例の審査を行うため、農林水産業に関し学識経験を有する者から構成されるむらづくり審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

審査会は、推薦された事例について書面審査を行うとともに、必要に応じて現地調査その他の確認調査を行い、その結果に基づき農林水産大臣賞の受賞に値する事例を決定する。

(2) 地方農政局長は、別に定めるところにより、(1)により農林水産大臣賞の受賞に値すると決定された事例について審査報告書を添えて、振興会を通じ農林水産大臣賞状の交付申請を行うものとする。

### 5. 天皇杯等選賞中央審査

「むらづくり」の優良事例についての天皇杯等の選賞審査を行うため、農林水産祭中央審査委員会（以下「委員会」という。）にむらづくり分科会を設けるものとし、4により農林水産大臣賞が交付された事例（北海道及び沖縄県については3により推薦された事例）の中から、同分科会において、書面審査を行うとともに、必要に応じて現地調査その他の確認調査を行い、その結果に基づいて、委員会総会において天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞（北海道及び沖縄県についての農林水産大臣賞を含む。）を決定する。

### 6. 審査基準

選賞審査に当たっては、別紙に定める基準に従い、そのむらづくりの性質、内容がすぐれ、広く社会の賞讃に値する事例を選考するものとする。なお、当該審査に当たっては、女性が活躍している事例について配慮するものとする。

## 第4 優良事例の業績発表等

(1) 選賞された優良事例につき業績発表を行うほか、「むらづくり」に関する学識経験者又は現地指導者によるパネルディスカッション等を行う。

(2) 選賞された優良事例につき、「むらづくり」優良事例集を作成するとともに、(1)によるパネルディスカッション等につき内容の取りまとめを行いこれらに関係機関、関係団体等に頒布して、むらづくりの普及、奨励を図る。

(別 紙) 豊かなむらづくり選賞審査基準

審 査 基 準	審 査 基 準 細 則 例
<p>1. むらづくりのための自主的な努力と創意工夫の状況</p> <p>（ むらづくりの推進に当たって、その主体である集団等が地域の困難な自然的、社会的、経済的諸条件を克服してきた自主的な努力と創意工夫の過程がすぐれていること。 ）</p>	<p>(1) むらづくりの推進が、その地域の自然的、社会的、経済的諸条件からみて、地域の農林漁業及び農山漁村に係る諸問題の解決のために緊要であると認められること。</p> <p>(2) これらの諸問題の解決のために、むらづくりの主体である集団等の自主的な努力と創意工夫の積重ねのもとに、地域の特性をいかした特色あるむらづくりが進められてきていること。</p>
<p>2. むらづくりについての合意形成の状況</p> <p>（ その地域の農林漁業の振興が地域の発展にとって基本的に重要であるとの認識のもとに、地域の農林漁業の振興を核とした総合的なむらづくりの推進についての幅広い合意が当該集団等の間で形成されていること。 ）</p>	<p>(1) むらづくりの推進についての当該集団等の合意が、中核的な農林漁家をはじめ兼業農林漁家さらに非農林漁家を含めた当該集団等の総意により形成されていること。</p> <p>(2) 当該集団等の合意に基づいて設定されたむらづくりの目標・課題が、農林漁業を基盤とした豊かな地域社会づくりを目指して、地域の農林漁業の振興を核とし、生活条件の改善・整備、コミュニティ活動の強化等にわたる総合的なむらづくりを推進するものとして、設定されていること。</p> <p>(3) むらづくりの目標・課題が、長期的観点に立ち、計画性をもって設定されていること。また、財政的裏付けにも適切な配慮がなされていること。</p>
<p>3. むらづくり推進体制の整備・運営の状況</p> <p>（ 農林漁家を中心とし、非農林漁家を含めてむらぐるみでむらづくりを推進するための体制が整備されており、当該集団等による地域活動が長期的にも持続すると見込まれること。 ）</p>	<p>(1) むらづくりの推進体制が、集落を中心として、他の地域組織や機能集団との連携・協調のもとに、地域活動が円滑に推進できるように整備されていること。</p> <p>(2) 当該集団等の構成員のむらづくりへの参加が自発的意思のもとに、かつ、広範囲になされていること。</p> <p>(3) むらづくりの推進体制については、民主的なルールによる運営その他健全な運営が確保されていること。</p>

審査基準	審査基準細則例
<p>4. むらづくりの地域農林漁業の振興とその担い手の育成への寄与状況</p> <p>（むらづくり推進の結果、むらぐるみの連帯感の醸成とコミュニティ機能の強化が促進され、地域の農林漁業の振興に著しく寄与しているとともに、その担い手の育成が図られていること。）</p>	<p>(1) むらづくりの実践が、①地域における農林漁業の生産力の向上、②農林漁業構造の改善、③生産基盤の整備、④生産の組織化など地域農林漁業の振興と後継者の育成確保の面ですぐれた成果をあげていること。</p> <p>(2) また、①生活環境施設の整備、②安定的な就業機会の確保、③生活改善活動の推進など生活条件の改善・整備、さらに世代間を含めたコミュニティ活動の強化、都市住民との交流等の面で、すぐれた成果をあげていること。</p> <p>(3) むらづくりの推進の成果として、当該集団等の構成員が農林漁業経営の改善、生活の安定・向上その他の利益を受けていること。</p>
<p>5. むらづくりの豊かで住みよい農山漁村の建設への寄与状況</p> <p>（また、地域農林漁業の振興及びその担い手の育成とあわせて、地域における生活条件の改善・整備、うるおいのある人間関係の確立その他豊かで住みよい農山漁村の建設に著しく寄与していること。）</p>	<p>(4) 当該むらづくりが、普及性があり、周辺地域のむらづくりの模範とするに足るものであること。</p>

附 則（平成18年7月25日付け17総第100号）

この要領の改正後の規定は、平成18年度から適用する。

附 則（平成25年8月29日付け25総第71号）

1 この要領は、平成25年8月29日から施行する。

2 この要領第2の規定の実施主体について、平成25年4月1日から施行の日の前日までは、農林水産省と公益財団法人日本農林漁業振興会との共催により実施したものとみなす。

附 則（平成27年6月23日付け27総第12号）

この要領の改正後の規定は、平成27年6月23日から施行し、平成27年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

# 農林水産祭むらづくり部門 選賞審査概要図

## 都道府県知事の推薦

- ◆各都府県(沖縄県を除く)は、優良と認められるむらづくりの事例1件を地方農政局長宛てに推薦することができる。
- ◆北海道は直接、沖縄県は沖縄総合事務局長を経由して(公財)日本農林漁業振興会理事長宛てに推薦することができる。

注:( )内の数字は、各局等管内において推薦できる件数(最大)

北海道 沖縄 (2)	東北局 管内 (6)	関東局 管内 (10)	北陸局 管内 (4)	東海局 管内 (3)	近畿局 管内 (6)	中四局 管内 (9)	九州局 管内 (7)
------------------	------------------	-------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

## 各地方農政局むらづくり審査会

- ◆都府県の推薦事例について書類審査、現地調査を実施
- ①各ブロック(農政局)ごとに割り当てられている件数の範囲内で農林水産大臣賞を決定
- ②各ブロック(農政局)ごとに決定された農林水産大臣賞の中から最優良事例1件を決定

注:[ ]内の数字は、各農政局ごとに割り当てられている農林水産大臣賞の件数。

### ①(農林水産大臣賞受賞事例の決定)

東北局 管内 【3】	関東局 管内 【3】	北陸局 管内 【1】	東海局 管内 【1】	近畿局 管内 【2】	中四局 管内 【3】	九州局 管内 【3】
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

### ②(最優良事例の決定)

東北局 管内 1	関東局 管内 1	北陸局 管内 1	東海局 管内 1	近畿局 管内 1	中四局 管内 1	九州局 管内 1
----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

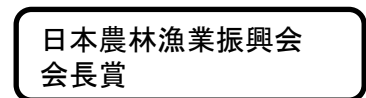
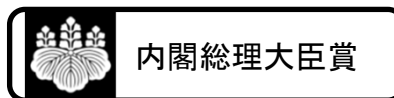
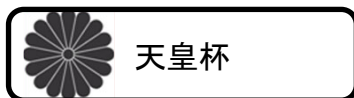
## 農林水産祭中央審査委員会

### むらづくり分科会

- ◆北海道・沖縄ブロックの推薦事例を審査し、農林水産大臣賞候補(1件)を決定
- ◆各ブロック(農政局)ごとに決定された最優良事例(各1件)及び北海道・沖縄ブロックの農林水産大臣賞候補(1件)の中から、天皇杯等三賞候補となる事例(3件)を選定
- ◆天皇杯等三賞候補の事例(3件)の現地調査を行い、天皇杯等三賞候補の分科会案を決定

### 中央審査委員会第2回総会

- ◆北海道・沖縄ブロックの農林水産大臣賞(1件)を決定
- ◆天皇杯等三賞(天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞):各1件)を決定



都府県

地方農政局

農林水産本省



## 豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領の運用について

制 定：昭和62年8月31日付け62総第405号農林水産大臣官房長通達

一部改正：平成8年9月12日付け8総第459号

〃：平成9年12月25日付け9総第453号

〃：平成17年7月25日付け17総第101号

〃：平成25年8月29日付け25総第72号農林水産大臣官房長通知

〃：平成27年6月23日付け27総第13号

〃：平成30年7月31日付け30文第84号

〃：令和元年5月9日付け31文第45号

〃：令和4年6月28日付け4文第19号

〃：令和8年2月10日付け7文第50号

### 1. 都道府県知事の推薦

豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領（昭和54年9月11日付け54総第747号農林水産事務次官依命通達。以下「要領」という。）第3の3の都道府県知事の推薦は、北海道及び沖縄県にあつては毎年度7月1日までに、その他の都府県にあつては地方農政局長が指定する期日までに、別紙様式1により行う。

なお、推薦に当たっては、農業、林業及び水産業の関係部課等において連絡調整を図ることとする。

### 2. むらづくり審査会

要領第3の4の(1)のむらづくり審査会を地方農政局長が設けるに当たっては、次の事項について留意するとともに、必要に応じて関係森林管理局、漁業調整事務所等と連絡調整を行う。

(1) 農林水産業についての学識経験を有する者をむらづくり審査会の構成員に含める。

また、むらづくりについて生産面のみではなく、生活等多様な観点から審査を行うことができるよう配慮する。

(2) むらづくり審査会の構成は、公平・中立性を確保するとともに、農林水産業に直接関係する者以外の者も極力含めるよう配慮する。

### 3. 選賞審査

選賞審査に当たっては、次の事項について留意する。

#### (1) むらづくりの内容

むらづくりの内容については、「農家」や「農業」を中心としたむらづくりを推進した例が極めて多い状況にあるが、農山漁村地域の活性化を図ることが重要となっていることから、次のようなむらづくりについて配慮する。

ア. 生産組織の育成、利用権の集積等による生産性の向上、農業の担い手の育成確保といった農業面での課題への取組に加え、非農家を含めた地域住民の合意による土地・水利用秩序の維持・形成、集落の居住環境・景観の整備、歴史・民俗文化の継承、高

齢者の生きがい確保、都市との交流、女性の活躍への配慮といった課題についても積極的に取り組む個性あるむらづくり。

イ. 林業若しくは林家又は漁業若しくは漁家を中心とし、又はこれらを含めたむらづくり。

なお、過去の過程及び現状のみならず、今後の継続性、発展性にも審査の重点を置くように配慮する。

(2) 地域的な広がり

むらづくりの地域的な広がりについては、「集落」の推薦事例がかなりの比重を占めているが、全国各地で「集落」単位のむらづくりの優良事例が既に輩出しており、他方、これからはより広い地域の中で、土地利用の調整や生産の組織化、さらには、生活面での充実が求められていることから、数集落単位あるいは大字や旧市町村など集落を超える広がりについて、配慮する。

(3) 過去において推薦されたことがあるむらづくりの取扱い

過去において推薦されたことのあるむらづくりの事例（その際に天皇杯を受賞したものを除く。）のうち、その後において、前回推薦時と比べて著しく取組内容が発展している事例については、再度推薦することができる。

(4) 市町村が主体となっている事例の取扱い

本事業が、地域住民による自主的なむらづくり活動を表彰するものであることから、市町村が主体となっている事例については、表彰の対象としない。

(5) 農協等が主体となっている事例の取扱い

農協、森組、漁協等の協同組合組織がむらづくりの主体となっている事例については、地域住民による自主的なむらづくり活動としての性格を有する限り、表彰の対象とすることができる。

(6) 無名地区の扱い

有名地区と無名地区とが同列であった場合は、本事業の趣旨から無名地区を優先することが望ましい。

4. 地方農政局からの選賞審査報告等

(1) 要領第3の4の(2)の審査報告書は、別紙様式2により毎年度7月1日までに提出する。

(2) 要領第3の4の(2)の農林水産大臣賞状の交付申請は、審査報告書の提出とあわせて、別紙様式3により行う。

(3) 地方農政局長は、農林水産大臣賞の受賞に値すると決定された事例に対し、農林水産大臣賞状の交付を行う。

なお、沖縄県の推薦事例が農林水産大臣賞の受賞に値すると決定された場合は、沖縄総合事務局長は農林水産大臣賞状の交付を行う。

附 則（平成17年7月25日付け17総第101号）

この運用の改正は、平成18年度の表彰から適用する。

附 則（平成25年8月29日付け25総第72号）

1 この通知は、平成25年8月29日から施行する。

2 この通知の施行日前に提出された農林水産大臣賞選賞審査報告書については、公益財団法人日本農林漁業振興会に対し提出されたものとみなす。

附 則（平成27年6月23日付け27総第13号）

この通知の改正後の規定は、平成27年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

附 則（平成30年7月31日付け30文第84号）

この通知は、平成30年7月31日から施行し、平成31年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

附 則（令和元年5月9日付け31文第45号）

1 この通知は、令和元年5月9日から施行する。

2 この通知の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年6月28日付け4文第19号）

この通知の改正後の規定は、令和5年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

附 則（令和8年2月10日付け7文第50号）

この通知の改正後の規定は、令和8年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

別紙様式 1

令和 年度豊かなむらづくり優良事例推薦調書

都道府県名  
 担当部課名  
 連絡担当者名  
 電話番号

第1 むらづくりの主体

(1) 名称 (法人、任意団体の別)

(2) 所在地

(3) 地区の規模

- |            |              |
|------------|--------------|
| ア 集落       | エ 旧市町村単位の集団等 |
| イ 集落の集合体   | オ 新市町村単位の集団等 |
| ウ 大字単位の集団等 | カ その他 ( )    |

(4) 代表者の氏名、役職

(5) 地区の概要 (○年度)

総人口	総世帯数	総土地面積	耕地面積	林野面積
人	戸	ha	ha	ha
農業経営体数	個人経営体数		団体経営体数	
			法人経営体	
経営体	経営体	経営体	経営体	
主要作目			耕地の状況	
水稲 ha ( 百万円) ○○○ ha ( 百万円) ○○○ ha ( 百万円) ○○○ ha ( 百万円) 1経営体当たり 農業産出額 百万円		田○○ha、畑○○ha、計○○ha 1経営体当たり耕地面積○○ha		
地域指定状況		農業地域類型区分		
		市町村	当該地区	

(注) ・地区数値の把握が困難な場合には、市町村単位の数値を記載して差し支えない。その場合は

(5) 地区の概要 (○年度：○○市) など市町村名を記載すること。

・事例の内容により、林家・漁業世帯の人口、戸数、漁業就業数、漁業経営体数、主要漁業類、漁業地域類型区分等に変更すること。

・年度が異なる数値については項目に (○年度) と記載すること。

## 第2 むらづくりの内容及び成果

### (1) 地域の沿革と概要

当該地区及び所在市町村の立地条件、社会・経済的条件について記述

### (2) むらづくりの動機、背景

ア むらづくりを推進するに至った動機、背景

イ むらづくりについての合意形成の過程とその内容

ウ 現在に至るまでの経過等について記述

### (3) むらづくりの推進体制

ア 当該集団等の組織体制、構成員の状況

イ 当該集団等と連携してむらづくりを行う他の組織、団体及び行政との関係

ウ むらづくりに関して、各集落の住民の当該集団等や連携する他の組織、団体との関係及び参加状況等について記述

### (4) むらづくりの農林漁業生産面への寄与状況

ア 当該集団等の農林漁業生産、流通面の取組状況

イ 当該集団等による生産力の向上、生産の組織化、生産・流通基盤の整備等への寄与状況

ウ 当該集団等の活動による構成員等の経営の改善、後継者の育成・確保、女性の経営参画の促進状況等について記述

### (5) むらづくりの生活・環境整備面への寄与状況

ア 当該集団等の生活・環境整備面の取組状況

イ 当該集団等による生活条件の改善・整備、コミュニティ活動の強化、都市住民との交流等への寄与状況

ウ 当該集団等の活動による地域への定住促進、女性の社会参画の促進状況等について記述

## 第3 むらづくりに関する所見

当該集団等のむらづくりの特徴及び優れた点を中心に推薦理由を記述

(注) 分量は、第2、第3合わせて7,000字程度とする。

(添付資料)

1. 土地・水利用秩序の維持・形成、資源・環境の保全、集落の居住環境・景観の整備、高齢者の生きがい確保、都市との交流等、その他の活動で特筆すべき事項に関する資料
2. 当該地区又は市町村に係る地図、略図  
田、畑、山林、河川、鉄道、道路、漁港、漁場等の位置図及び農林漁業生産施設、生活環境施設等の配置図
3. 前年度のむらづくりに関連する各種行事等の一覧表、むらづくりに関する年表
4. 地区景観及びむらづくり活動（生産面の活動及び生活環境整備面の活動）に関する写真
5. 当該集団等の規約、定款等
6. 事業及び収支の計画又は実績に関する書類
7. 当該集団等の組織図又は業務分担表
8. むらづくりに係る当該集団等と、他の地域組織や機能集団、地域住民の関わりを示す推

進体制図

9. その他当該集団等の活動を理解する上で有効なチラシ、パンフレット

別紙様式 2

番 号  
令和 年 月 日

公益財団法人日本農林漁業振興会  
理事長 殿

〇〇農政局長

令和 年度むらづくり部門農林水産大臣賞選賞審査報告について

このことについて、第 回の農林水産祭におけるむらづくり部門の当地方農政局管内における農林水産大臣賞の選賞審査結果を下記のとおり報告いたします。

記

- 1 農林水産大臣賞受賞決定事例の概要
  - (1) むらづくりの主体の名称、所在地、代表者の氏名・役職
  - (2) むらづくりの概要 別紙のとおり
- 2 審査の経過
  - (1) むらづくり審査会（開催月日、出席者名簿）
  - (2) 現地調査（実施月日・地区、調査者名簿）
  - (3) 受賞決定に至るまでの検討・論議の要旨
- 3 むらづくり審査会の構成

別 紙

農 林 水 産 大 臣 賞 受 賞 決 定 事 例 の 概 要

1. むらづくりの主体

- (1) 名 称
- (2) 所在地
- (3) 地区の規模
- (4) 代表者の氏名、役職

2. 地区の概要（○年度）

総人口	総世帯数	総土地面積	耕地面積	林野面積
人	戸	ha	ha	ha
農業経営体数		個人経営体数	団体経営体数	法人経営体
経営体	経営体	経営体	経営体	経営体
主 要 作 目			耕 地 の 状 況	
水稲 ha ( 百万円 )	〇〇〇 ha ( 百万円 )	〇〇〇 ha ( 百万円 )	田〇〇ha、畑〇〇ha、計〇〇ha 1経営体当たり耕地面積〇〇ha	
〇〇〇 ha ( 百万円 )	〇〇〇 ha ( 百万円 )	〇〇〇 ha ( 百万円 )		
1経営体当たり 農業産出額		百万円		
地 域 指 定 状 況		農 業 地 域 類 型 区 分		
		市 町 村	当 該 地 区	

- (注) ・地区数値の把握が困難な場合には、市町村単位の数値を記載して差し支えない。その場合は  
2. 地区の概要（○年度：〇〇市）など市町村名を記載すること。
- ・事例の内容により、林家・漁業世帯の人口、戸数、漁業就業数、漁業経営体数、主要漁業類、漁業地域類型区分等に変更すること。
  - ・年度が異なる数値については項目に（○年度）と記載すること。

3. むらづくりの内容及び成果

- (1) 地域の沿革と概要
- (2) むらづくりの動機、背景
- (3) むらづくりの推進体制
- (4) むらづくりの農林漁業生産面への寄与状況
- (5) むらづくりの生活・環境整備面への寄与状況

4. むらづくりに関する所見

(注) (1) 3及び4は、あわせて7,000字程度の分量とする。

(2) 最優良とするものについては、4の次に「5. 最優良とする理由」を加える。

(別添資料)

1. 組織図
2. 位置図、地区図及び集落景観、むらづくり活動に関する写真
3. 最優良とする事例については、当該集団等の規約定款等及び事業・収支計画状況又は績に関する書類、むらづくりに関する事業の実施状況、前年度のむらづくりに関する各種行事等の一覧表、むらづくりに関する年表等の資料

別紙様式 3

番 号  
令和 年 月 日

農林水産大臣

○ ○ ○ ○ 殿

○○農政局長

農林水産大臣賞状交付申請書

このことについて、下記のとおり農林水産大臣賞状の交付を申請いたします。

記

- 1 農林水産大臣賞状交付希望数
- 2 表彰行事等の名称、開催月日及び開催場所

# 関東農政局むらづくり審査会運営規程

昭和63年7月5日付け63関企第19号関東農政局長通知  
(最終改正 令和3年8月25日付け3関振第1489号)

## (趣 旨)

第1条 豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領(昭和54年9月11日付け54総第747号農林水産事務次官依命通知(以下「要領」という。))第3の4の(1)の規定に基づき、むらづくりの優良事例の選賞審査を行うため、関東農政局に関東農政局むらづくり審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

## (審査会の構成)

第2条 審査会は、委員9人以内で組織する。

- 2 委員は、農林水産業に関し学識経験を有する者のうちから、関東農政局長が委嘱する。
- 3 委員は、非常勤とする。

## (審査会委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委嘱された委員が任期途中で辞任した場合にあっては、後任の委員を委嘱するものとし、当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。ただし、10年を超える期間継続して任命しない。

## (審査会の運営)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

## (選賞審査)

第5条 審査会は、要領第3の4の(1)の規定に基づき、都県から推薦された事例について、要領第6の別紙に定める選賞審査基準に従い書面審査を行うとともに、必要に応じて現地調査その他の確認調査を行い、その結果に基づき農林水産大臣賞の受賞に値する事例を決定する。

- 2 農林水産大臣賞の受賞に値する事例は、要領第3の1の(2)に規定している3事例以内とし、その中から最優良事例を決定する。

3 審査会は、農林水産大臣賞の受賞に値するに至らなかった事例のうち、優良な事例については、関東農政局長賞を選考することができる。

(表彰の実施)

第6条 関東農政局長は、第5条の3により、関東農政局長賞に選考された事例に対し表彰を実施するものとし、関東農政局長賞状の授与により行う。

(会務の処理)

第7条 審査会の庶務は、関東農政局農村振興部農村計画課において処理する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

豊かなむらづくり全国表彰事業受賞状況一覧表

(1) 関東農政局管内(1/6)

[◎天皇杯、●内閣総理大臣賞、◇日本農林漁業振興会会長賞(昭和63年から新設)、○農林水産大臣賞、太枠囲いは最優良事例]

都 県 名	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度
茨 城 県	○緒川村 千田集落	○出島村 新生集落	水海道市 五郎兵衛新 田集落	大子町 佐貫本郷集 落	協和町 下星谷集落	日立市 黒川西を住 みよくなる会	波崎町 仲新田集落	旭村 冷水集落
栃 木 県	大田原市 吉際生産組合	真岡市 西沼集落	宇都宮市 篠井地区村 づくり推進協 議会	鹿沼市 南摩地域む らづくり推進 委員会	●○黒磯市 黒磯市新し いむらづくり 推進員会議	塩谷町 沼倉農用地 利用改善組 合	○上河内村 上河内村豊 かなむらづ くり推進協 議会	西方村 西方村豊か なむらづ くり推進 協議会
群 馬 県	伊勢崎市 波志江地区生 活環境整備推 進協議会	○川場村 中野集落	○尾島町 大館集落	○利根村 多那集落	川場村 天神集落	○前橋市 東大室町自 治会	高崎市 大八木町環 境浄化推進 協議会	東村(佐) 上田むらづ くり重 点集落推 進協議 会
埼 玉 県	○本庄市 沼和田生活近 代化集団	東松山市 野本村づく り協議会	○妻沼町 八木田集落	富士見市 東大久保集 落農業推 進協議会	大里村 大里村生活 改善クラブひ まわり会	吉田町 上吉田高 齢者生 産活動 協議会	所沢市 神米金集 落農 業推 進協 議会	○鴻巣市 寺田・道永・川 面健康づく り推 進協 議会
千 葉 県	光町 篠原集落	栄町 興津集落	関宿町 岡田集落	○飯岡町 上永井集落	印西町 宮内集落	○東庄町 橘地区集 落代 表者の 会連 絡会	八日市場市 城下集落	鴨川市 東集落
東 京 都	—	秋川市 秋川市村づ くり推 進協 議会	日の出町 細尾報徳地 区	五日市町 養沢農業セ ンター	八王子市 恩方農林漁 業関係団 体連 合会	—	—	—
神 奈 川 県	平塚市 岡崎地区健康 で明るい村づ くり推 進協 議会	山北町 清水地区明 るい村づく り推 進協 議会	綾瀬市 早川地区明 るい町づく り推 進協 議会	—	厚木市 明るい住 みよ い上 落合 をつ くる 会	平塚市 住みよ い城 島をつ くる 会	横須賀市 津久井地区 再編農 業構 造改 善事 業推 進協 議会	○伊勢原市 伊勢原市畜 産会
山 梨 県	○中道町 七党営農組合	○白州町 白州農林業 振興会	小淵沢町 宮久保集 落	八代町 増田集落	○八田村 八田村む らづ くり 推 進 班	勝沼町 勝沼町果 樹振 興会	○牧丘町 坂上集 落新 しい 村づ くり 振 興協 議会	三珠町 大塚新 しい む らづ くり 推 進 委 員 会
長 野 県	木島平村 木島平農村 総合整備推 進委 員会	喬木村 富田集落	◎○川上村 梓山集落	○駒ヶ根市 辻沢集落	三郷村 住吉村づく り推 進協 議会	○山形村 山形村む らづ くり 推 進協 議会	豊丘村 堀越地区	○塩尻市 片丘地区 ふるさ とづく り推 進 委 員 会
静 岡 県	掛川市 和田岡地区 振興協 議会	岡部町 玉取集落	○大須賀町 西大淵集 落	三ヶ日町 日比沢集 落	○長泉町 長泉町北 部地 区む らづ くり 推 進協 議会	浅羽町 浅羽町大 野地 区	○引佐町 渋川地区 豊か な村づ くり 推 進協 議会	土肥町 土肥町 ふるさ との 森づ くり 推 進 会

(2) 全 国

天 皇 杯	愛媛県伊方町	鹿児島県屋 久町	長野県川上 村	岩手県滝沢 村	山形県小国 町	大分県玖珠 町	島根県益田 市	愛知県一宮市
内閣総理大臣賞	秋田県森吉町	岡山県落合 町	鳥取県北条 町	愛知県田原 町	栃木県黒磯 市	青森県平賀 町	岩手県山形 村	長崎県新魚目 町
(財)日本農林 漁業振興会 会長賞	—	—	—	—	—	—	—	—
農林水産大臣賞	14	15	17	17	15	17	17	16
事例地区数	41	44	42	45	44	44	44	44

(3) 選 賞 方 法(「以下同じ」)

- 昭和54年から昭和62年までは、天皇杯・内閣総理大臣賞・農林水産大臣賞は、農林水産祭中央審査会において決定。
- 昭和63年以降、農林水産大臣賞は地方農政局むらづくり審査会において決定。天皇杯・内閣総理大臣賞・(財)日本農林漁業振興会会長賞(昭和63年から新設)は、各地方農政局むらづくり審査会で決定された農林水産大臣賞の中から農林水産祭中央審査会において決定。

(1) 関東農政局管内(2/6)

[◎天皇杯、●内閣総理大臣賞、◇日本農林漁業振興会会長賞(昭和63年から新設)、○農林水産大臣賞、太枠囲いは最優良事例]

都 県 名	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度
茨 城 県	●○八千代町八千代町コミュニティ推進協議会	美和村美和村むらおこし実行委員会	里美村里川地区豊かなむらづくり推進会	笠間市大池田を豊かなふる里にする会	つくば市境松を明るくする会	水海道市中部交流センター運営委員会	真壁町上谷貝北部集落評議委員会	瓜連町瓜連町農産加工利用組合
栃 木 県	大平町西山田かかし里推進協議会	○宇都宮市上金井・上横倉地区づくり推進協議会	○石橋町上古山むらづくり推進協議会	○喜連川町小郷野むらづくり推進協議会	○葛生町葛生町仙波地区むらづくり推進委員会	○馬頭町久那瀬自治会	●○大田原市琵琶池村づくり推進協議会	○那須町狸久保むらづくり推進協議会
群 馬 県	○粕川村粕川村地域農政推進協議会	太田市西田島むらづくり推進協議会	赤城村赤城村樽むらづくり推進協議会	○桐生市梅田むらづくり推進協議会	○富士見村富士見村横室むらづくり推進協議会	新治村新治村東峰須川地区	東村箱島名水とほたるの里づくり推進委員会	利根村平川集落営農推進協議会
埼 玉 県	○久喜市豊かで住みよい地域づくりの会	江南町江南町農村婦人健康教室	朝霞市根岸台住みよい環境づくりの会	○日高町高萩南部地域明るいむらづくり推進協議会	横瀬町芦ヶ久保親光果樹組合	○吉田町秩父龍勢農園村	○寄居町日本の里風布館管理委員会	○川越市中福組合
千 葉 県	丸山町真野区	酒々井町酒々井町朝市出店者組合	—	光町篠本三区	富浦町富浦町枇杷振興協議会	君津市大野台農業振興研究会	野栄町栄農組合	大網白里町朝市組合
東 京 都	—	—	—	—	—	—	—	—
神 奈 川 県	小田原市小田原市梅研究会	津久井町石神生産組合	山北町三保地域振興会	海老名市海老名市大谷自治会	鎌倉市鎌倉市農業協同組合壮年部	藤沢市藤沢市農業経営士協議会	藤野町竹の子の里づくり実行委員会	松田町寄自然休養村運営協議会
山 梨 県	上野原町用竹尾続地区住みよい集落づくり推進協議会	○境川村原むらづくり振興会	○韮崎市上今井農業振興会	南部町佐野地区むらづくり推進協議会	○塩山市北牛奥集落	○八代町奈良原農業振興協議会	○増穂町穂積を育てる会	河口湖町大石野菜出荷協議会
長 野 県	佐久市常田区	○長谷村長谷村づくり委員会	飯山市大原地区	飯山市太田南部活性化推進組合	北御杖村御牧原北部地区	富士見町乙事農業農村活性化推進協議会	池田町坂下ハーブ研究会	●○立科町西塩沢農村整備促進委員会
静 岡 県	中伊豆町中国野菜づくり推進会	袋井市袋井市三川地区コミュニティ活動推進協議会	◎○天竜市熊地区活性化推進協議会	中川根町中川根町特産品振興会	島田市太平溪流魚養殖組合	天城湯ヶ島町天城湯ヶ島町村おこし実行委員会	静岡市同心会	浜松市庄内おかみさん会

(2) 全 国

天 皇 杯	山形県寒河江市	宮崎県諸塚村	静岡県天竜市	鹿児島県頰娃町	長崎県瑞穂町	鹿児島県和泊町	岩手県金ヶ崎町	鹿児島県枕崎市
内閣総理大臣賞	茨城県八千代町	滋賀県秦荘町	山形県大江町	鳥取県倉吉市	愛知県安城市	岐阜県加子母村	栃木県大田原市	長野県立科町
(財)日本農林漁業振興会会長賞	—	岩手県住田町	徳島県海南町	福井県和泉村	岩手県大野村	新潟県小木町	熊本県不知火町	徳島県鳴島町
農林水産大臣賞	17	17	16	16	17	16	17	16
事例地区数	45	42	43	43	42	41	41	42

(1) 関東農政局管内(3/6)

[◎天皇杯、●内閣総理大臣賞、◇日本農林漁業振興会会長賞(昭和63年から新設)、○農林水産大臣賞、太枠囲いは最優良事例]

都 県 名	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
茨 城 県	○美浦村 茂呂集落	笠間市 関戸農村集 落センター	関城町 関城町西保 末集落	—	—	—	水戸市 山根地区緑 の村推進協 議会	—
栃 木 県	○馬頭町 小口地区豊 かなむらづく り会	●○栗山村 土呂部地区 水芭蕉の郷 づくり推進委 員会	○益子町 松本むらづく り推進協議 会	○粟野町 永野むらづく り21特産振 興会	○真岡市 西沼むらづく り推進会	○塩原町 アグリパル協 議会	○烏山町 興野むらづく り推進委員 会	岩舟町 小野寺むら づくり推進委 員会
群 馬 県	太田市 古戸朝市実 行委員会	板倉町 板倉町むら づくり特産品 加工組合	大間々町 小平の里づく り委員会	藤岡市 桐山地区む らづくり推進 協議会	—	—	—	—
埼 玉 県	○毛呂山町 特産の里推 進協議会	○寄居町 寄居町生活 改善クラブ	名栗村 なぐり特産品 協議会	都幾川村 いこいの里 大附管理運 営委員会	秩父市 大田宮農推 進協議会	大和町 道の駅「童謡 のふる里お おとね」推 進協議会	—	○鶴ヶ島市 高倉ふるさと づくりの会
千 葉 県	小見川町 岡飯田地区	八千代市 尾崎集落	○銚子市 豊岡農村婦 人の家運営 協議会	○君津市 清和観光農 園組合	和田町 上区自治会 (くすのき王 国)	—	—	—
東 京 都	—	—	—	—	—	—	—	—
神 奈 川 県	—	—	川崎市 久末生産組 合	—	秦野市 千村若竹振 興組合	—	◇○横浜市 舞岡ふるさと 村推進協議 会	—
山 梨 県	甲府市 小曲自治会	○須玉町 黒森区	小菅村 小菅村10 0%こすげ塾	—	○河口湖町 河口湖ブ ルーベリー生 産組合	○小淵沢町 食と健康を考 える会	○三富村 三富村農業 経営者会議	○鯉沢町 鹿島根っ子 の会
長 野 県	栄村 小滝集落	伊那市 新山農家組 合	小諸市 大杭むらおこ し推進委員 会	○南信濃村 八重河内地 区住みよい むらづくり推 進協議会	○堀金村 旬の味ほり がね物産セ ンター組合	○山口村 山口村農産 物等直売組 合	松川町 信州松川くだ もの観光協 会	○駒ヶ根市 駒ヶ根市上 在地区営農 組合
静 岡 県	大須賀町 有限会社サン サンファーム	下田市 ふるさと活 性化事業世話 人会	○森町 天方地区体 験の里振興 会	春野町 勝坂神楽の 里管理組合	富士宮市 富士ミルクラ ンド部会	藤枝市 瀬戸谷生き 生きフォー ラム	—	—

(2) 全 国

天 皇 杯	山口県三隅 町	和歌山県田 辺市	佐賀県伊万 里市	鹿児島県出 水市	秋田県山本 郡峰浜村	鹿児島大島 郡知名町	山口県山口 市	山形県西村 山郡西川町
内閣総理大臣賞	福岡県前原 市	栃木県栗山 村	新潟県津南 町	京都府亀岡 市西別院町	奈良県生駒 郡三郷町	秋田県男鹿 市	福岡県八女 郡星野村	熊本県玉名 郡三加和町
(財)日本農 林漁業振興 会会長賞	和歌山県か つらぎ町	鹿児島県知 覧町	鳥取県鳥取 市	青森県北津 軽郡金木町	佐賀県佐賀 市西与賀町	京都府中郡 大宮町	神奈川県横 浜市	広島県庄原 市一木町
農林水産大臣賞	17	17	17	16	16	16	16	16
事例地区数	41	45	39	36	37	34	34	35

(1) 関東農政局管内(4/6)

[◎天皇杯、●内閣総理大臣賞、◇日本農林漁業振興会会長賞(昭和63年から新設)、○農林水産大臣賞、太枠囲いは最優良事例]

都 県 名	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
茨 城 県	—	—	—	—	—	—	—	—
栃 木 県	○茂木町 烏生田地区 むらづくり協 議会	鹿沼市 加蘇地区む らづくり推進 協議会野尻 直売所	○那須町 東山道伊王 野ふるさと物 産センター組 合	○野木町 矢畑むらづ くり組合	○壬生町 下稲葉當農 集団	○鹿沼市 中・入粟野 むらづくり 推進協議会	佐野市 作原地区む らづくり推進 協議会	○宇都宮市 逆面エコ・ア グリの里
群 馬 県	—	—	—	—	○六合村 JAあがつ ま花卉生産 部会六合村 支部	○渋川市 行幸田地域 當農推進協 議会	—	みなかみ町 小川里山の 会
埼 玉 県	美里町 猪俣フラワ ークラブ	羽生市 三田ヶ谷米ク ラブ	秩父市 秩父市荒川 そば生産組 合	蓮田市 農事組合法 人 駒崎転 作組合	深谷市 有限会社あ けとファー マーズマー ケット	熊谷市 こうなん農産 加工倶楽部	○秩父市 布里田中の 地域資源を 保全する会	◎○小川町 下里農地・ 水・環境保全 向上対策委 員会
千 葉 県	○千葉市 富田自治会	—	—	—	—	—	南房総市 たのくろ里山 保存会	—
東 京 都	—	—	—	—	—	—	—	—
神 奈 川 県	津久井町 鳥屋農林産 物・特産物生 産販売組合	—	—	○南足柄市 あしがら花紀 行干津島地 区実行委員 会	—	—	—	—
山 梨 県	○南アルプ ス市 あやめの里 特産品加工 組合	○早川町 南アルプス 山ぶどう生産 組合	○中央市 豊富村農産 物等搬入運 営委員会	—	北杜市 白州道の駅 利用組合	—	—	○中央市 農事組合法 人た・から
長 野 県	—	○飯田市 柿野沢区	○飯山市 福島棚田保 存会「棚田の 里 三部」	長野市 坂中集落	上松町 上松町特産 品開発セン ター利用組 合	—	○信濃町 高沢集落	大鹿村 楽姓クラブW AZO
静 岡 県	—	●○島田市 農事組合法 人いくみ	—	○松崎町 松崎町石部 地区棚田保 全推進委員 会	○沼津市 西浦江梨集 落	○沼津市 NPO法人 戸田塩の会	○南伊豆町 南伊豆町農 業振興会	浜松市 地域の農業 を考える会

(2) 全 国

天 皇 杯	岩手県遠野 市	大分県安心 院町	沖縄県中頭 郡読谷村	大分県豊後 高田市	徳島県海部 郡美波町	新潟県上越 市	佐賀県小城 市	埼玉県比企 郡小川町
内閣総理大臣賞	岐阜県郡上 郡明宝村	静岡県島田 市	高知県幡多 郡十和村	和歌山県日 高郡印南町	和歌山県東 牟婁郡古座 川町	秋田県仙北 市	沖縄県糸満 市	愛媛県西予 市
(財)日本農 林漁業振興 会会長賞	岡山県新見 市	岩手県盛岡 市	福岡県福津 市	秋田県横手 市	福岡県糸島 郡二丈町	佐賀県伊万 里市	島根県雲南 市	大分県佐伯 市
農林水産大臣賞	16	16	17	16	17	16	17	17
事例地区数	35	35	31	31	38	32	32	32

(1) 関東農政局管内(5/6)

[◎天皇杯、●内閣総理大臣賞、◇日本農林漁業振興会会長賞(昭和63年から新設)、○農林水産大臣賞、太枠囲いは最優良事例]

都 県 名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
茨 城 県	—	—	—	—	つくばみらい市 NPO法人古 瀬の自然と文 化を守る会	—	常陸大宮市 大賀地域活 性化協議会	—
栃 木 県	○茂木町 棚田の郷か ぶと	○小山市 絹ふれあいの郷交流推 進組合	○市貝町 観音山梅の 里づくり協議 会	○栃木市 NPO法人太 平山南山麓 友の会	○栃木市 大柿地区グ リーンツーリ ズム推進協議 会	○那須町 なすとらん俱 楽部	茂木町 農事組合法 人 そばの里 まぎの	○鹿沼市 板荷畑いつく し美会
群 馬 県	—	—	—	—	—	—	嬬恋村 鎌原地区活 性化協議会	みなかみ町 特定非営利 活動法人 奥利根水源 地域ネット ワーク
埼 玉 県	—	○皆野町 金沢たたらの 里を愛する 会	秩父市 栃谷ふるさと づくりの会	—	◎○三芳町 三芳町川越い も振興会	—	○小鹿野町 長若自然休 養村連絡協 議会	東秩父村中山 間地域事業上 ノ戸集落協 定会「大内沢 花桃の郷」
千 葉 県	—	—	—	佐倉市 生谷環境保 全・瑞穂会	鴨川市 鴨川市農林業 体験交流協会	○木更津市 木更津市観 光ブルーベ リー園協議 会	—	—
東 京 都	—	—	—	—	—	—	—	—
神 奈 川 県	—	—	—	—	—	—	—	○小田原市 美しい久野 里地里山協 議会
山 梨 県	—	甲府市 帯那地域活 性化推進協 議会	○笛吹市 農事組合法人八 代町農産物直 売所グリーン ファーム八代	○富士川町 平林活性化 組合	—	上野原市 上野原市新 鮮野菜生産 者の会 談合 坂SA「やさい 村」部会	—	○甲府市 一般社団法人中道農産 物加工直売 組合
長 野 県	○木曾町 三岳農産加 工施設みた けグルメ工房 組合	—	○小布施町 風の会	—	○高山村 高山ワインぶ どう研究会	生坂村 草尾柿組合	○伊那市 農事組合法 人 山室	—
静 岡 県	○静岡市 NPO法人フ ロンティア清 沢	●○掛川市 NPO法人とう もんの会	浜松市 特定非営利 活動法人は まなこ里海の 会	○島田市 企業組合くれ ば	—	○伊豆市 農事組合法 人 伊豆月ヶ 瀬梅組合	○川根本町 NPO法人 かわね菜風	—

(2) 全 国

天 皇 杯	岩手県遠野市	岩手県二戸市	宮崎県えびの市	青森県弘前市	埼玉県入間郡三芳町	愛媛県西予市	鹿児島県大島郡宇検村	岩手県一関市
内閣総理大臣賞	石川県能登町	静岡県掛川市	富山県射水市	宮崎県高鍋町	山口県萩市	鹿児島県垂水市	愛媛県喜多郡内子町	岐阜県加茂郡白川町
(財)日本農林漁業振興会会長賞	鹿児島県さつま町	鹿児島県西之表市	三重県松阪市	岐阜県郡上市	奈良県天理市	青森県下北郡風間浦村	福島県二本松市	鹿児島県薩摩郡さつま町
農林水産大臣賞	16	16	16	16	17	17	16	16
事例地区数	30	30	28	30	31	31	30	27

(1) 関東農政局管内(6/6)

都 県 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
茨 城 県	○茨城町 ひろうら田舎 暮らし体験 推進協議会	—	—	—	—	◇○石岡市 特定非営利活 動法人アグリ やさと	—
栃 木 県	○那珂川町 小砂village 協議会	小山市 特定非営利 活動法人 げんぎフォー ラム桑	○茂木町 さかがわ協 議会	○佐野市 閑援隊	○足利市 特定非営利 活動法人あ がた農楽園	○大田原市 大田原とうが らしの郷づくり 推進協議会	○茂木町 株式会社美土 里農園
群 馬 県	—	○川場村 富士山集落 活性化協議 会	みどり市 特定非営利 活動法人鹿 田山環境保 全ネットワー ク	中之条町 中之条町農 業担い手受 入協議会	○沼田市 薄根地域ふ るさと創生推 進協議会	—	—
埼 玉 県	伊奈町 忠次プロジェ クト推進協 議会	—	○熊谷市 農事組合法 人小原営農	—	○川口市 新井宿駅と 地域まちづく り協議会	深谷市 ふかや西部野 菜協議会青壮 年部	○秩父市 農事組合法人 大田営農
千 葉 県	—	南房総市 平群ツーリズ ム協議会	○鴨川市 特定非営利 活動法人大 山千枚田保 存会	—	—	—	○佐倉市 おおしの緑地 会
東 京 都	—	—	—	—	—	—	—
神 奈 川 県	—	—	—	—	—	—	—
山 梨 県	—	○大月市 特定非営利 活動法人 おおつきエコ ビレッジ	—	—	都留市 道の駅つる 生産者組合	—	—
長 野 県	○長野市 平生産管理 組合	—	—	◎○上田市 稲倉の棚田 保全委員会	—	—	—
静 岡 県	—	○菊川市 特定非営利 活動法人 せんがまち 棚田倶楽部	—	—	—	○浜松市 特定非営利活 動法人 こいねみさくぼ	—

(2) 全 国

天 皇 杯	沖縄県伊江 村	新潟県村上 市	熊本県上益 城郡山都町	長野県上田 市	愛媛県西予 市	島根県安来市	宮城県本吉郡 南三陸町
内閣総理大臣賞	福井県坂井 市	宮崎県刈田 郡七ヶ宿町	福島県二本 松市	京都府南丹 市	山形県鶴岡 市	青森県中泊町	福井県今立郡 池田町
(財)日本農 林漁業振興 会会長賞	山形県鶴岡 市	奈良県五條 市	福井県福井 市	新潟県小千 谷市	愛知県豊田 市	茨城県石岡 市	鹿児島県霧島 市
農林水産大臣賞	17	17	15	16	15	16	16
事例地区数	28	26	22	25	23	25	21

令和7年度豊かなむらづくり全国表彰事業  
関東ブロック担当者

【都県】

都県名	担当部課室名	担当者名	電話番号
茨城県	農林水産部農地局農村計画課	前 島	029-301-4264
栃木県	農政部農村振興課	福 田	028-623-2334
群馬県	農政部農政課有機・循環型農業推進室	窪 田	027-226-3152
埼玉県	農林部農業支援課	篠原、中野	048-830-4047
千葉県	農林水産部農地・農村振興課	小 野	043-223-2782
東京都	農林水産部農業振興課	伊 藤	03-5320-4814
神奈川県	環境農政局総務室	遠藤、高尾	045-210-4021
山梨県	農政部農村振興課	早 川	055-223-1595
長野県	農政部農村振興課	宮 下	026-235-7242
静岡県	経済産業部食と農の振興課	平	054-221-2626

【関東農政局】

担当課名	担当者名	電話番号
農村振興部農村計画課	野 中 藤 田 菊 田 村 上	(代表) 048-600-0600 (内線 3415、3407、3409) (直通) 048-740-0486、0481、0036